

# 官報号外

平成二十三年六月八日

## ○国第百七十七回 参議院会議録第二十号

平成二十三年六月八日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成二十三年六月八日

午前十時開議

第一 環境の保全のための意欲の増進及び環境

教育の推進に関する法律の一部を改正する法

律案(衆議院提出)

第二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理

に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)

第三 東日本大震災に伴う地上デジタル放送

に係る電波法の特例に関する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地方自治法第百五十六条第四項の規定に

基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の

地域センターの設置に関する承認を求めるの件

(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務

等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

一

必要性等について質疑が行われましたが、その詳

細は会議録によつて御承知願ひます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしま

す。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしま

す。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

○議長(西岡武夫君) これより投票ボタンをお押し願い

ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしま

す。○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

〔小泉昭男君登壇、拍手〕

○小泉昭男君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、国土交通委員会における審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、JR三島・貨物会社の経営基盤の

強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並び

に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

の業務の実施状況に鑑み、同機構によるJR三

島・貨物会社に対する支援措置に関する規定を整

備するとともに、同機構の建設勘定において経理

を行う業務の一部に要する費用に充てるため、同

機構の特例業務勘定から建設勘定に織入れを行

ることができます。

委員会におきましては、整備新幹線の着実な整

備の必要性、JR三島・貨物会社に対する支援策

の経営改善効果、特例業務勘定の今後の収支の見

通し、並行在来線に対する支援の在り方等につい

て質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

よつて御承知願います。

○議長(西岡武夫君) 質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(西岡武夫君) 本法律案に対しても附帯決議が付されております。

なお、本法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたしました。

○議長(西岡武夫君) 本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。

○議長(西岡武夫君) 本法律案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

ます。——これにて投票を終了いたします。



官 報 (号 外)

○議長(西岡武夫君) 次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(西岡武夫君)投票終了

|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 反対    | 贊成    | 投票總數 |
| 三百三十三 | 三百二十七 | 六    |

よって、本件は多數をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたし  
ます。

午前十時十七分散會

古事記三二九。

議員

竹谷とし子君  
吉田 忠智君  
山本 博司君  
山内 德信君  
石川 博崇君  
亀井亜紀子君  
秋野 公造君  
森田 高君

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

長沢 金子 洋一  
又市 谷合 正明  
福島みすほ  
谷合 渡辺 孝男  
松野 信夫  
室井 邦彦  
西田 実仁  
魚住裕一郎  
荒木 清寛  
大石 尚子<sup>丁</sup>  
中村 哲治  
木庭健太郎  
山口那津男  
藤原 正司<sup>丁</sup>  
木庭健太郎  
千秋 充  
櫻井 通宏  
石橋 通宏  
高橋 千秋  
外山 斎  
梅村 聰  
吉川 沙織  
小見山幸治  
安井美沙子<sup>丁</sup>  
西村まさみ  
藤末 蓮  
川崎 健三  
横峯 良郎  
水戸 孝典  
水戸 将史  
金子 恵美  
川合 孝典  
蓮 稔  
蓑 稔

横山 信一君  
有田 昌良君  
浜田 芳生君  
山本 香苗君  
大久保潔重君  
行田 邦子君  
川上 義博君  
藤谷 修一君  
加藤 一君  
行田 郎子君  
尾立 幸司君  
大島九州男君  
德永 利治君  
轟木 久志君  
前川 清成君

大久保 一川 保夫君  
水岡 俊一君  
岩本 司君  
広野だだし君  
輿石 東君  
長浜 博行君  
加藤 敏幸君  
大野 元裕君  
中原 八一君  
江崎 孝君  
糸数 慶子君  
松浦 大悟君  
風間 直樹君  
植松恵美子君  
姫并由美子君  
谷岡 郁子君  
相原久美子君  
加賀谷 健君  
那谷屋 正義君  
藤本 祐司君  
柳澤 光美君  
松井 孝治君  
芝 博一君  
辻 泰弘君  
神本美恵子君  
山根 隆治君  
岡崎トミ子君  
柳田 稔君  
江田 五月君  
山東 昭子君  
浜田 和幸君

|        |             |             |          |     |
|--------|-------------|-------------|----------|-----|
| 白      | 藤田          | 森           | 森        | 白   |
|        | 幸久君         | ゆうくじゅう      | ゆうくじゅう   |     |
|        | 真熟君         |             |          |     |
|        | 羽田雄一郎君      | はだゆういちろう    | はだゆういちろう |     |
|        | 小川敏夫君       | おがわ としお     | おがわ としお  |     |
| 鈴木     | 寛君          | かん          | かん       | 鈴木  |
| 平田     | 健二君         | けんじ         | けんじ      | 平田  |
| 直嶋     | 正行君         | まさあつ        | まさあつ     | 直嶋  |
| 大江     | 康弘君         | こうこう        | こうこう     | 大江  |
| 難波     | 獎二君         | じょうに        | じょうに     | 難波  |
| 長谷川大紋君 | ながたにかわ だいもん | ながたにかわ だいもん | 長谷川大紋君   |     |
| 中谷     | 智司君         | ちし          | ちし       | 中谷  |
| 舟山     | 康江君         | こうこう        | こうこう     | 舟山  |
| 塚田     | 一郎君         | いちろう        | いちろう     | 塚田  |
| 藤原     | 良信君         | りょうしん       | りょうしん    | 藤原  |
| 武内     | 則男君         | そくお         | そくお      | 武内  |
| 大河原雅子君 | おほごはら まさこ   | おほごはら まさこ   | 大河原雅子君   |     |
| 佐藤     | 正久君         | まさひさ        | まさひさ     | 佐藤  |
| 足立     | 信也君         | しんや         | しんや      | 足立  |
| 津田弥太郎君 | つだ ゆたろう     | つだ ゆたろう     | 津田弥太郎君   |     |
| 主演     | 了君          | りょう         | りょう      | 主演  |
| 野上浩太郎君 | のじょう こうたろう  | のじょう こうたろう  | 野上浩太郎君   |     |
| 大塚     | 耕平君         | こうへい        | こうへい     | 大塚  |
| 平野     | 達男君         | たつお         | たつお      | 平野  |
| 池口     | 修次君         | しゅうじ        | しゅうじ     | 池口  |
| 山谷えり子君 | やまやま えりこ    | やまやま えりこ    | 山谷えり子君   |     |
| 北澤     | 俊美君         | しゅんび        | しゅんび     | 北澤  |
| 田中     | 直紀君         | なおき         | なおき      | 田中  |
| 石井     | 一君          | いち          | いち       | 石井  |
| 長谷川    | 岳君          | だけ          | だけ       | 長谷川 |
| 藤川     | 政人君         | せいじん        | せいじん     | 藤川  |

高階恵美子君  
健太君  
大家 敏志君  
岩井 茂樹君  
西田 昌司君  
牧野たかお君  
森 まさこ君  
佐藤 信秋君  
島尻安伊子君  
北川イッセイ君  
佐藤ゆかり君  
岡田 直樹君  
石井 準一君  
小泉 昭男君  
中川 雅治君  
岡田 関口  
丸川 脇  
鴻池 昌一君  
林 雅史君  
岡田 広君  
小坂 稔次君  
山本 珠代君  
谷川 祥肇君  
林 芳正君  
田村 憲  
中山 一太君  
松田 秀善君  
石井 恭子君  
智子君  
公太君  
要一君  
紙 一彦君  
舛添 浩郎君  
松下 智子君  
藤井 新平君  
孝男君

|        |         |        |     |
|--------|---------|--------|-----|
| 熊谷     | 三原じゅん子君 | 宇都     | 隆史君 |
| 大君     |         | 上野     | 通子君 |
| 義家     | 弘介君     | 古川     | 俊治君 |
| 福岡     | 資麿君     | 山田     | 俊男君 |
| 磯崎     | 陽輔君     | 石井みどり君 |     |
| 岸      | 信夫君     |        |     |
| 伊達     | 忠一君     |        |     |
| 未松     | 信介君     |        |     |
| 宮沢     | 基之君     |        |     |
| 山本     | 信夫君     |        |     |
| 川口     | 順三君     |        |     |
| 鈴木     | 洋一君     |        |     |
| 吉田     | 政二君     |        |     |
| 中曾根    | 博美君     |        |     |
| 弘成君    |         |        |     |
| 世耕     |         |        |     |
| 溝手     |         |        |     |
| 渡辺     |         |        |     |
| 上野     | ひろし君    |        |     |
| 磯崎     | 顯正君     |        |     |
| 山下     | 猛之君     |        |     |
| 荒井     | 仁彥君     |        |     |
| 赤石     | 清美君     |        |     |
| 小熊     | 廣幸君     |        |     |
| 片山     | 芳生君     |        |     |
| さつき君   |         |        |     |
| 水落     | 敏栄君     |        |     |
| 片山虎之助君 |         |        |     |



官 報 (号 外)

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| 重要医薬品供給確保事業に関する質問主意書<br>(藤井基之君提出)(第一一七九号)                                  | 山崎 力君   | 森 まさこ君  | 厚生労働委員  |
| 所の設置に関する質問主意書<br>(藤井基之君提出)(第一一八〇号)   | 柴田 巧君   | 寺田 典城君  | 川田 龍平君  |
| 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム<br>「SPEEDI」の情報開示に関する質問主意書<br>(藤井基之君提出)(第一一八一号)      | 井上 哲士君  | 紙 智子君   | 中西 健治君  |
| 書(森まさこ君提出)(第一一八二号)   | 片山虎之助君  | 荒井 広幸君  | 江崎 孝君   |
| 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム<br>「SPEEDI」についてのマニュアルに関する質問主意書<br>(森まさこ君提出)(第一一八二号) | 補欠  | 補欠  | 補欠  |
| オフサイトセンター(福島県原子力災害対策セ<br>ンター)の機能停止に関する質問主意書(森まさ<br>こ君提出)(第一一八二号)           | 草川 昭三君  | 谷合 正明君  | 片山虎之助君  |
| 去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞<br>任を許可し、その補欠を指名した。                                 | 寺田 典城君  | 柴田 巧君   | 寺田 典城君  |
| 国家基本政策委員   | 議院運営委員  | 議院運営委員  | 同日内閣から次の答弁書を受領した。   |
| 辞任   | 辞任  | 辞任  | 参議院議員浜田和幸君提出脱北者の本邦入国に<br>関する再質問に対する答弁書(第一一六一号)                  |
| 金子 洋一君   | 郡司 彰君   | 舟山 康江君  | 参議院議員丸川珠代君提出福島第一原発一号機<br>への海水注入作業に関する質問に対する答弁書<br>(第一一六二号)      |
| 谷岡 郁子君   | 一川 保夫君  | 金子 洋一君  | 参議院議員福島みづほ君提出法務省による東京<br>拘置所の刑場公開に関する再質問に対する答弁<br>書(第一一六三号)     |
| 予算委員   | 補欠  | 西村まさみ君  | 参議院議員福島みづほ君提出法務省による東京<br>拘置所の刑場公開に関する再質問に対する答弁<br>書(第一一六三号)     |
| 辞任   | 金子 洋一君  | 舟山 康江君  | 参議院議員丸川珠代君提出福島第一原発一号機<br>への海水注入作業に関する質問に対する答弁書<br>(第一一六二号)      |
| 一川 保夫君   | 郡司 彰君   | 西村まさみ君  | 参議院議員丸川珠代君提出福島第一原発一号機<br>への海水注入作業に関する質問に対する答弁書<br>(第一一六二号)      |
| 谷岡 郁子君   | 一川 保夫君  | 舟山 康江君  | 同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定<br>に基づく「平成二十一年度犯罪被害者等施策」に關<br>する報告を受領した。 |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法<br>第七四号)   | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され<br>た。                            | 同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定<br>に基づく「平成二十一年度犯罪被害者等施策」に關<br>する報告を受領した。 | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され<br>た。                                    |
| 公務員庁設置法案(閣法第七六号)   | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第<br>七五号)                          | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第<br>七五号)                                  | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第<br>七五号)                                  |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行<br>に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法<br>第七七号)                    | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され<br>た。                            | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され<br>た。                                    | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され<br>た。                                    |
| 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案<br>(閣法第七八号)   | 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行<br>に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法<br>第七七号) | 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案<br>(閣法第七八号)                                | 国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第<br>七五号)                                  |
| 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する<br>法律案(閣法第七九号)                                       | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞<br>任を許可し、その補欠を指名した。                | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞<br>任を許可し、その補欠を指名した。                        | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞<br>任を許可し、その補欠を指名した。                        |
| 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する<br>法律案(閣法第八〇号)                                       | 内閣委員  | 内閣委員  | 内閣委員  |
| 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等によ<br>る信用事業の再編及び強化に関する法律の一部<br>を改正する法律案(閣法第八一号)         | 総務委員  | 総務委員  | 総務委員  |
| 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等によ<br>る信用事業の再編及び強化に関する法律の一部<br>を改正する法律案(閣法第八一号)         | 辞任  | 辞任  | 辞任  |
| 文教科学委員   | 藤川 政人君  | 柴田 巧君   | 川田 龍平君  |
| 中西 健治君   | 石井 浩郎君  | 寺田 典城君  | 寺田 典城君  |
| 辞任   | 補欠  | 補欠  | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。                               |
| 石井 浩郎君   | 藤川 政人君  | 西村まさみ君  | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。                               |
| 藤川 政人君   | 川田 龍平君  | 舟山 康江君  | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員<br>会に付託した。                               |
| 厚生労働委員会に付託   | 厚生労働委員会に付託  | 厚生労働委員会に付託  | 厚生労働委員会に付託  |

同日議員から次の質問主意書が提出された。

障害年金の受給要件の緩和に関する質問主意書

(浜田昌良君提出)(第一八四号)

東京電力福島第一原子力発電所の表記に関する旨

総理の「心ない」対応に関する質問主意書

(浜田昌良君提出)(第一八五号)

日本政府が保有している線量計等放射線検出器

の活用状況に関する質問主意書(田村智子君提出)(第一八六号)

東京電力株式会社への金融機関融資をめぐる政

府の対応等に関する質問主意書(片山さつき君提出)(第一七二号)

東日本大震災におけるがれき処理に関する仙谷由人内閣官房副長官の発言に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第一七三号)

福島第一原子力発電所から海洋に放出された汚染水についての米軍の追跡調査に関する質問主意書(熊谷大君提出)(第一七四号)

平成二十三年五月二十六日の日米首脳会談における菅直人総理の発言に関する質問主意書(宇都隆史君提出)(第一七五号)

学校の校庭等の表土除去費用の助成に関する質問主意書(上野通子君提出)(第一七七号)

学校等における放射線量の測定方法等に関する質問主意書(上野通子君提出)(第一七八号)

重要医薬品供給確保事業に関する質問主意書(藤井基之君提出)(第一七九号)

新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書(藤井基之君提出)(第一八〇号)

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」の情報開示に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一八一号)

東京電力福島第一原子力発電所の表記に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一八二号)

オフサイトセンター(福島県原子力災害対策センター)の機能停止に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第一八三号)

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

上野ひろし君

小熊慎司君

補欠

平山誠君

金子洋一君

補欠

同日議長から次の報告書が提出された。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)審査報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(閣法第六九号)審査報告書

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員浜田昌良君提出歪んだ政治主導による「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

子力発電所の原子力災害に関する再質問に対する答弁書(第一六九号)

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の園マリの後任)市川玲子

(同日任期満了の藤原静雄の後任)大橋洋一

同日内閣から、左記の者を再就職等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、国家公務員法第一百六条の八第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、左記の者を再就職等監視委員会委員長及び同委員に任命したいので、国家公務員法第一百六条の八第一項の規定に基づき本院の同意を

求める旨の要求書を受領した。

参議院議員山谷えり子君提出ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問に対する答弁書(第一六四号)

参議院議員山谷えり子君提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対する答弁書(第一六五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山谷えり子君提出ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問に対する答弁書(第一六四号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山谷えり子君提出原子力発電所の安

全基準に関する質問に対する答弁書(第一六五号)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

上野ひろし君

小熊慎司君

補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生生活・経済・社会保障に関する調査会委員

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問に対する答弁書(第一六七号)

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問に対する答弁書(第一六八号)

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問に対する答弁書(第一六九号)

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問に対する答弁書(第一七〇号)

参議院議員熊谷大君提出歪んだ政治主導による「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する質問に対する答弁書(第一七一号)

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の園マリの後任)市川玲子

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の藤原静雄の後任)大橋洋一

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の大橋洋一の後任)羽柴駿

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の羽柴駿の後任)伊東研祐

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の伊東研祐の後任)篠原文也

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の篠原文也の後任)敦子京子

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の敦子京子の後任)笠原繁

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の笠原繁の後任)弘介君

参議院議員西田美昭の後任(同日任期満了の弘介君の後任)松村祥史君

官 報 (号 外)

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月七日任期満了による再任) 井上 美昭  
(同日任期満了の波多野睦夫の後任)

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

十一

(六月三十日任期満了の達通明の後任)  
同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員長に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。  
（同日任期満了の磯部力の後任） 高橋 滋  
柴山 秀雄

(六月二十六日任期満了の原田和徳の後任) 記  
同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条规定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。  
安倍 嘉人

(六月十六日任期満了の野田忠男の後任) 記  
同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。  
石田 浩二

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

## 議長の報告事項

環境の保全のための意欲の増進

## 選及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(九月三十日任期満了の山本哲也の後任)  
庄司 邦昭  
横山 鐵男  
根本 美奈  
(同日任期満了による再任)  
(同日任期満了による再任)

環境の保全のための意欲の増進及び環境の推進に関する法律の一部を改正する法律案が右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

記

審查報告書

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法

|                 |       |
|-----------------|-------|
| (七月四日任期満了による再任) | 鎌田 薫  |
| (同日任期満了による再任)   | 石橋 熱  |
| (同日任期満了による再任)   | 井出多加子 |
| (同日任期満了による再任)   | 緒方 瑞穂 |
| (同日任期満了による再任)   | 白田 佳子 |
| (同日任期満了による再任)   | 都築 武保 |
| (同日任期満了による再任)   | 光多 長温 |

同内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十二年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年五月三十一日

参議院議長 西岡 武夫殿 衆議院議長 横路 孝弘

本法施行のため、別に費用を要しない。

(六月三十日任期満了による再任) 神尾真知子 記 同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十二年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同日内閣から、子ども・若者育成支援推進法第一条の規定に基づく「平成二十二年度子ども・若者育成支援施設の実施状況」についての文書を受領した。

(六月十四日任期満了による再任) 森田 朗 記 同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月二十日任期満了の小林麻理の後任) 石津 寿恵 記 同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十二年度環境の状況及び同条第二項の規定に基づく「平成二十三年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。

要領書

環境委員長 北川イツセイ  
西岡 武夫殿

平成二十三年六月七日 環境委員長 北川イッセイ  
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、環境教育の一層の充実及び各主体間の協働取組の推進が重要であることに鑑み、法律の題名の改正、目的規定等への協働取組の推進の追加、環境保全に係る各主体間の協定締結の促進の仕組みの整備、環境教育等支援団体の指定、体験活動の機会の場の認定等の措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年五月三十一日

参議院議長 西岡 武夫殿

衆議院議長 横路 孝弘

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。





## 官報(号外)

境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業」を加え、「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改め、同条第四項第二号中「環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定」を「人材認定等事業」に改め、「足りる」の下に「経理的基礎及び技術的能力を有する」を加え、同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める。

第十六条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「又は認定」を「若しくは認定又は教材の開発及び提供」に改め、「指導」及び「よう努める」を削る。

第十七条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認定」の下に「又は教材の開発及び提供」を加える。

第十八条第一項中「よう努める」を削る。

第十九条の見出し中「増進」を「増進等」に改め、同条第一項中「並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進」を行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する都道府県及び市町村の取組に、「環境保全の意欲の増進」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組」に改め、同項第一号中「行う」の下に「環境保全活動」を加え、「の内容」を「及び環境教育並びに協働取組」に改め、同項第三号中「環境保全の意欲の増進」を「環境保全活動、環境保全の意欲の増進」若しくは環境教育又は協働取組」に改め、同項第四

号中「その他」の下に「環境保全活動、」を加え、「を行う」を「及び環境教育並びに協働取組を推進する」に改め、同条第二項中「及び国が行う環境保全の意欲の増進」を「が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進」を「が行う環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する國の取組」に、「環境保全の意欲の増進を」を「国民、民間団体等の環境の保全のための増進を」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組を」に改める。

第二十条を次のように改める。

(体験の機会の場の認定)

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他の一時使用のため設定されたことが明らかなる)を除く)を有する者(国民、民間団体等に限る)は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という)として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。

三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容

四 その他主務省令で定める事項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

5 都道府県知事は、認定をしようとするとき人でない団体にあつては、その代表者)のうちに前号に該当する者があるもの

6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件(第二項の規定により条例で要件を定めた場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

8 認定を受けた体験の機会の場(以下「認定体験の機会の場」という。)を提供する国民、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、第三項各号に掲げる事項を変更したときは又はその提供を行わなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第二十条の六に次の九条及び節名を加える。(認定の有効期間)

第十一条の二 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

10 第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとす

2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定  
体験の機会の場である旨の表示をすることがで  
きる。  
(報告、助言等)

三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 前項の場合においては、第二十条第五項中の「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。

(認定等に対する国の情報提供等)  
第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると適用しない。

第二十一条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

四 認定民間団体等か 儻りその他不正の手段により認定を受けたとき。

第一項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県は、主務省令で定めることにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

（省令への委任）  
認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

保するためには、必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をするこ  
とができる。

（大都市等の特例）

(体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等)  
第二十条の八 体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県に二つある場合の認定等)

**第三十条の十** 第二十条から前条までに定めるものほか、認定に関する必要な事項は、主務省令で定める。

（表示の制限）  
第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、  
当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物  
が、認定を受けていないのに、認定を受けた体  
験の機会の場であると明らかに誤認されるおそ  
れのある表示をしてはならない。

より都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二

土地には建物が「以」の者用與にわたる場合は、  
おける第二十条(第二項及び第五項を除く)、  
第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十二条  
の四及び第二十条の六の規定の適用について  
は、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは  
「主務大臣」と、第二十条第一項中「次の各号」と  
あるのは「次の各号(第二号を除く。)」と、同条

第二十二条中「(二)以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条の次に次の五条を加える。

(認定の取消し)

第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいづれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しなくなつたとき。

二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

おいて「中核市」という。又は都道府県に代わつて当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行つた市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

該認定に係る土地及び建物が所在する都府県の  
知事」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる  
要件(第二項の規定により条例で要件を定める  
場合にあつては、当該要件を含む。)」とあるの  
は第一項各号(第二号を除く。)に掲げる要件」と、  
第二十条の六第一項第一号中「第二十条第  
一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定によ  
り条例で要件を定める場合にあつては、当該要  
件を含む。)」とあるのは「第二十条第一項各号  
(第二号を除く。)に掲げる要件」とする。この場  
合において第二十条第二項及び第五項の規定は

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形成に資するよう、国又は地方公共団体に対して、政策に関する提案をすることができる。

(民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等)

第二十一条の三 国及び独立行政法人等(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した

契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)第二条第三項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)は、環境

等の環境の保全に関する取組を推進するための保全に関する公共サービス(国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組

についての調査研究(当該取組に関する政策に係るもの含む。)等の国及び独立行政法人等の

事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関するサービスの提供その他の環境の保全の推進に資する業務をいう。

以下この条において同じ。)の実施に当たつては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国

の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体による当該公共サービスの効果が十分に發揮される契約の推進に努めるものとする。

3 前項に規定する契約の締結及びその履行に関する事務を行うに当たつて配慮すべき事項その他の当該契約の推進に関して必要な事項は、環

4 地方公共団体は、第一項及び第二項に規定する施策に準じて、民間団体の参入の機会の増大及び協働取組による公共サービスの実施の効果が十分に發揮される契約の推進に努めるものと

する。

(環境保全に係る協定の締結等)

第二十一条の四 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができ

る。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(以下この条において単に「届出」という。)のあつた協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるところ

取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該國

民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が

二以上の都道府県にわたる場合にあっては、主務大臣。第三項、第六項及び第七項を除き、以下この条において同じ。)に対し、当該協定を届け出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(以下この条において単に「届出」という。)のあつた協定の内容が、環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるところ

ることにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行つた市町村の区域内に限られる場合においては、当該指定都市、中核市又は市町村の長が行う。

2 第二十一条の七第三項の規定は、前項の規定により都道府県に代わつて同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行つた市町村について準用する。

2 前各項に定めるもののほか、届出及び第一項に規定する協定の廃止に關し必要な事項は、主たる市町村で定める。

2 第二十条の七第三項の規定は、前項の規定に規定する協定に對する情報提供等

2 第二十一条の六 環境大臣は、協働取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提

供を行つものとする。

2 環境大臣は、協働取組の一層の推進を図るた

め必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して必要な協力を求めることができる。

2 第二十二条中「国及び地方公共団体は」の下に「環境保全活動」を加え、「環境教育の推進」を

「環境保全活動」を加え、「環境教育の推進」を環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な情報を

認定体験の機会の場の提供、環境の保全に資する活動の事業化、環境の保全に関する人材の育成そ

の他の取組を効果的に実施するため、「に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲

の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う國

民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に關し特に顕著な功績があると認められるものに對し、表彰を行うことができる。

2 第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次

の章名及び一条を加える。

2 第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次

の章名及び一条を加える。

2 第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次

の章名及び一条を加える。

2 第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次

官 報 (号 外)

第四章 雜則

(経済的価値が付与される仕組みを通じた国民の環境の保全に配慮する行動の促進)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に貢献する行動に対する各種の奨励等を付

の保全に配慮する行動に対し、経済的価値を付与される仕組みの普及を通じて、当該行動を促進するよう努めるものとする。

(環境教育等推進會議)

2 環境教育等推進会議に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に關し専門的知識を有する者によつて構成する環境教育等推進専門家会議を置く。

3 環境教育等推進専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

第二十五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 支援団体に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第十条の二第一項の規定による指定の対象となる者の

項の認定を受けた者

四二 偽りその他不正の手段により第二十条第一項の認定を受けた者  
二十四 第二十条の四第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二十五条第二項中「の発する」を「が共同で発する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 各主務大臣は、この法律の規定の的確かつ円滑な実施を図るため、相互に緊密に連絡し、及び協力するよう努めるものとする。

第二十八条第一号中「第十一条第七項」の下に「若しくは第二十条第八項」を加え、同条第二号中「第十三条」の下に「又は第二十条の五」を加え、同条に次の二号を加える。

文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第二十五条の五第一項に規定する協定を締結する者の行う当該協定に定める事項を所管する大臣及び環境大臣

二 人材認定等事業に係る事項 文部科学大臣及び文部科学大臣 行う支援事業を所管する大臣並びに環境大臣

三 体験の機会の場の提供に係る事項 農林水産大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣で通大臣であつて第十一條第一項の規定による登録の対象となる者の行う人材認定等事業を所管する大臣及び環境大臣

三 体験の機会の場の提供に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第二十条第一項の規定による認定の対象となる体験の機会の場で行う事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣

附  
則

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から（施行期日）

施行する。ただし、第十条の次に一条を加える  
〔文三見三、第一一七、文三見三、同六、第一一九〕

改正規定 第十一條の改正規定(同條第一項中「國民、民間團體等」を「企業、大學の設置者その他の事業者、國民及びこれらの者の組織する民間の團體(第七項及び第十七条において「民間の團體等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「國民、民間團體等」を「民間の團體等」に改める部分を除く。) 第二十条の改正規定 第二

### (登録免許税法の一部改正)

百五十七 環境の保全に係る人材認定等事業

(一) 環境教育等による環境保全の取組の促進

(二) 法律(平成十五年法律第二百三十号)第十九条(人材認定等事業の登録)の人材認定等事業  
環境教育等による環境保全の取組の促進

法律第二十条の八(体験の機会の場として  
る土地又は建物が二以上の都府県にわたる  
定等)の規定により読み替えて適用する  
条第一項(体験の機会の場の認定)の主務省  
体験の機会の場の認定(更新の認定を除く)

名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十一条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

檢討

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を「企業 大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第二十条の改正規定 第二十一条の次に九条及び節名を加える改正規定 節名を加える部分を除く。)、第二十二条の次に五条を加える改正規定(第二十一条の二及び第二十二条の三を加える部分を除く。)、第二十五条の改正規定及び第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

百五十一

る環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改定する。

第五条第十三号中「第一百五十九号」を「第一百六十号」に改める。

別表第一第一百五十九号を同表第一百六十一号とし、同表第一百五十八号を同表第一百五十九号とし、同表第一百五十七号を同表第一百五十八号とし、同表第一百五十六号の次に次のように加える。





た金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができる。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により繰入れを行う場合には、機構法第三十二条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」とする。

附則中第十条から第二十三条までを削り、第二十四条を第十三条とし、第二十五条を第十二条とし、第二十六条から第三十三条までを削る。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）  
第二条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。  
附則第十三条を次のように改める。

（特別債券の引受け）

第十三条 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第一百三十六号）附則第四条第一項第三号の規定による貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもつて同項第一号に規定する特別債券（以下単に「特別債券」という。）を引き受けるものとする。

2 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、特別債券に係る経理については、国土交通省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならぬ。

### 3 特別債券については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

附則第十四条から第十八条までを削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を

次のように改正する。

第六条第一項中「附則第二条第六項並びに第三条第六項及び第七項」を「附則第二条第四項並びに第三条第四項及び第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改める。

第十七条第四項中「及び附則第十二条第一項第四号」を「及び附則第十二条第一項第五号」に改め、同項第二号中「附則第三条第十二項後段」を「附則第三条第十項後段」に、「附則第十二条第一項第一項第一号」を「附則第十二条第一項第一号」に改め、同項第三号中「平成十年法律第八十六号」の下に「。附則第十二条第二項において「債務等処理法」という。」を加え、「附則第三条第十二項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第七条第一項中「附則第三条第十一項」を一号から第三号を「附則第十二条第一項第二号から第四号」に改める。

附則第八条第一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第九項」に改める。

附則第十二条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の「一号」を加える。

第十三条を「附則第三条第十一項」に改める。

第十八条第一項中「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第八項を第六項とし、同条第五項を第七項とし、第十項を削る。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「あん分」を「按分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十一

### 項中「前条第八項及び第九項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同

条第九項中「同項第一号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第四項」に、「第八項」を「第六項に」に、「前条第八項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一

項とし、第十四項を削る。

附則第四条中「前条第六項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同項を同条第六項とし、同項を同条第四項とし、同項を同条第一項第一号

条第三項」と、同項第二号を「附則第十二条第一項第一号及び第二号」に、「附則第十二条第一項第一号及び第三号」に、「同条第四項」を「同条

第五項」に、「附則第十二条第一項第一号第三号」に、「附則第十二条第一項第一号第三号」を「附

則第十二条第一項第四号」に、「附則第十二条第一項第二号及び第三号」に、「同条第四号」を「附則第十二条第一項第五号」に、「附則第十二条第一項第一号

第五項」に、「附則第十二条第一項第一号第三号」に、「附則第十二条第一項第一号第三号」を「附

則第十二条第一項第二号」を「附則第十二条第一項第三号」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中

第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項

を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項を同条第七

項とし、同条第五項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行ふものとする。

一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項及び第二項に規定する業務を行うこと。

二 平成二十四年三月三十一日までの間、債





官 報 (号 外)

来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となつてゐる。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

農林水産省本省組織の再編に当たつては、円滑な農林水行政の推進を確保するため、局の

の総合力が發揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人才の育成に努めるところ、地方公共

では、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持向上に努めること。

### 三 東日本大震災の被災地域における農林水産業 持・向上を図ること

の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を發揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長　衆議院議長　西岡　武夫殿　横路　孝弘

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
第十九条の見出しを「地方農政局の地域センター」に改め、同条第一項中「地方農政事務所」を「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項を次のように改める。  
地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。  
第十九条第三項から第五項までを削る。  
第二十一条第一項第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(平成十八年法律第八十八号)」の規定による交付金の交付に係るものに限る)」を削る。  
第二十二条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産省人臣は、「及び」のうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。  
(施行期日)  
附 則  
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(処分、届出等に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行前に地方農政事務所長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、農林水産省令で定めるこ

農林水産省設置法の一部を改正する法律案 地方自治事務所の地域センターの設置に関する承認を求めるの件

るにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、こ

**附則第三十九条第一号中「又は地方農政事務所」を削る。**

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件  
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年六月七日

農林水産委員長　主瀬　了

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本件施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年五月三十一日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

局及び北海道農政　一九

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関する件を承認する。農林水産省設置法の一部を改正する法律の規定による改正後の農林水産省設置法第十九条及び第二十二条の規定により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

## 一 地方農政局の地域センター

| 名 称                      | 位 置              | 管 轄 区 域   |
|--------------------------|------------------|---|
| 青森地域センター                 | 青森市              | 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡        |
| 八戸地域センター                 | 八戸市              | 八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 二戸郡                                      |
| 盛岡地域センター                 | 盛岡市              | 盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡                                  |
| 奥州地域センター                 | 奥州市              | 大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡      |
| 大崎地域センター                 | 大崎市              | 井郡 気仙郡 上閉伊郡   |
| 秋田地域センター                 | 秋田市              | 石巻市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘市 津上市 北秋田市 にかほ市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡 南秋田郡 |
|                          |                  | 大田原地域センター   |
|                          |                  | 宇都宮地域センター   |
|                          |                  | 土浦地域センター  |
|                          |                  | 水戸地域センター  |
|                          |                  | いわき地域センター   |
|                          |                  | 福島地域センター  |
| 酒田市                      | 山形市              | 大仙市   |
| 鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 鮑海郡 | 郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡 | 山形市 横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山     |

|      |        |       |         |       |                  |
|------|--------|-------|---------|-------|------------------|
| 福島市  | 会津若松市  | 郡山市   | 白河市     | 須賀川市  | 喜多方市             |
| 郡    | 二本松市   | 田村市   | 伊達市     | 本宮市   | 伊達郡              |
| 北村山郡 | 岩瀬郡    | 南会津郡  | 耶麻郡     | 河沼郡   | 大沼郡              |
| 東置賜郡 | 白河郡    | 東白川郡  | 石川郡     | 田村郡   | 西                |
| 西置賜郡 | いわき市   | 相馬市   | 南相馬市    | 双葉郡   | 相馬郡              |
| いわき市 | 水戸市    | 日立市   | 常陸太田市   | 高萩市   | 北茨城市 笠間          |
| 市    | ひたちなか市 | 鹿嶋市   | 潮来市     | 常陸大宮市 | 那珂               |
| 神栖市  | 市      | 行方市   | 鉾田市     | 小美玉市  | 東茨城郡             |
| 久慈郡  | 珂郡     | 久慈郡   | 常總市     | 取手市   | 牛久市 つくば市 守谷市 筑西市 |
| 久慈郡  | 坂東市    | 稻敷市   | かすみがうら市 | 桜川市   | つくばみらい市          |
| 稲敷郡  | い市     | 結城郡   | 下野市     | 河内郡   | 猿島郡 北相馬郡         |
| 結城郡  | 宇都宮市   | 足利市   | 栃木市     | 佐野市   | 鹿沼市 日光市          |
| 宇都宮市 | 小山市    | 真岡市   | 下野市     | 河内郡   | 上都賀郡 芳賀郡         |
| 足利市  | 市      | 那須塩原市 | さくら市    | 那須烏山  |                  |
| 栃木市  | 下都賀郡   | 大田原市  | 矢板市     | 大田原市  |                  |
| 佐野市  | 大田原市   | 千葉市   | 前橋市     | 群馬県   |                  |
| 鹿沼市  | 市      | 前橋市   | 大田原市    | 大田原市  |                  |
| 日光市  | 塩谷郡    | 大田原市  | 矢板市     | 矢板市   |                  |
|      | 那須郡    | 千葉市   | 千葉市     | 那須塩原市 |                  |
|      |        | 千葉県   | 群馬県     | 那須塩原市 |                  |
|      |        | 神奈川県  | 那須塩原市   | 那須塩原市 |                  |
|      |        | 山梨県   | 那須塩原市   | 那須塩原市 |                  |
|      |        | 長野市   | 長野市     | 長野市   |                  |
|      |        | 甲府市   | 甲府市     | 甲府市   |                  |
|      |        | 横浜市   | 横浜市     | 横浜市   |                  |
|      |        | 長野市   | 長野市     | 長野市   |                  |
|      |        | 山梨県   | 山梨県     | 山梨県   |                  |
|      |        | 神奈川県  | 神奈川県    | 神奈川県  |                  |
|      |        | 佐野郡   | 佐野郡     | 佐野郡   |                  |
|      |        | 喜多方郡  | 喜多方郡    | 喜多方郡  |                  |
|      |        | 大沼郡   | 大沼郡     | 大沼郡   |                  |
|      |        | 西     | 西       | 西     |                  |

官 報 (号 外)

| 津地域センター  |          | 大津地域センター |     | 東近江地域センター |       | 大阪地域センター |      | 神戸地域センター |      | 東近江市     |      | 大津市       |      | 津市       |     |
|----------|----------|----------|-----|-----------|-------|----------|------|----------|------|----------|------|-----------|------|----------|-----|
| 高松地域センター | 徳島地域センター | 山口地域センター | 山口市 | 福山地域センター  | 福山市   | 広島地域センター | 広島市  | 松江地域センター | 松江市  | 鳥取地域センター | 鳥取市  | 和歌山地域センター | 和歌山市 | 奈良地域センター | 奈良市 |
| 高松市      | 徳島市      | 山口県      | 山口市 | 福山市       | 広島市   | 松江市      | 鳥取市  | 和歌山市     | 奈良市  | 豊岡市      | 姫路市  | 大阪府       | 大阪市  | 彦根市      | 大津市 |
| 香川県      | 徳島県      | 山口県      | 山口県 | 羅郡        | 広島市   | 吳市       | 竹原市  | 和歌山県     | 奈良県  | 豊岡市      | 姫路市  | 神戸市       | 神戸市  | 長浜市      | 大津市 |
|          |          |          |     | 神石郡       | 安芸高田市 | 江田島市     | 安芸郡  | 島根県      | 奈良県  | 養父市      | 淡路市  | 尼崎市       | 尼崎市  | 近江八幡市    | 草津市 |
|          |          |          |     |           | 三原市   | 尾道市      | 竹原市  | 和歌山県     | 和歌山県 | 朝来市      | 相生市  | 西宮市       | 明石市  | 守山市      | 守山市 |
|          |          |          |     |           | 安芸高田市 | 江田島市     | 大竹市  | 奈良県      | 奈良県  | 美方郡      | 赤穂市  | 洲本市       | 洲本市  | 栗東市      | 栗東市 |
|          |          |          |     |           | 三次市   | 府中市      | 東広島市 | 和歌山県     | 和歌山県 | 宍粟市      | 宍粟市  | 芦屋市       | 芦屋市  | 甲賀市      | 甲賀市 |
|          |          |          |     |           | 庄原市   | 三次市      | 廿日市市 | 奈良県      | 奈良県  | たつの市     | たつの市 | 伊丹市       | 伊丹市  | 野洲市      | 野洲市 |
|          |          |          |     |           | 世     | 庄原市      | 山県郡  | 和歌山県     | 和歌山県 | 神崎郡      | 神崎郡  | 丹波市       | 丹波市  | 米原市      | 蒲生郡 |

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

め地  
る力  
の自  
由

の件淄

法第五十六

第四項の規定に基く

地方廳政局及び北海道廳政事務所の地図廿二

の語句は関し「月詠を

|           |         |      |
|-----------|---------|------|
| 福岡地域センター  | 高知市     | 松山市  |
| 高知地域センター  | 高知市     | 愛媛県  |
| 鹿屋地域センター  | 高知県     | 高知県  |
| 鹿屋市       | 鹿屋市     | 福岡市  |
| 鹿児島地域センター | 延岡市     | 北九州市 |
| 宮崎地域センター  | 宮崎市     | 北九州市 |
| 大分地域センター  | 大分市     | 中間市  |
| 八代地域センター  | 八代市     | 直方市  |
| 長崎地域センター  | 長崎市     | 飯塚市  |
| 佐賀地域センター  | 佐賀市     | 田川市  |
| 佐賀県       | 佐賀県     | 行橋市  |
| 長崎県       | 長崎県     | 豊前市  |
| 大分県       | 大分県     | 田川郡  |
| 宮崎市       | 宮崎市     | 京都郡  |
| 都城市       | 都城市     | 築上郡  |
| 日南市       | 日南市     | 八代郡  |
| 小林市       | 小林市     | 遠賀郡  |
| 串間市       | 串間市     | 鞍手郡  |
| 西都市       | 西都市     | 嘉穂郡  |
| え         | え       | 田    |
| 鹿児島市      | 鹿児島市    | 三潴郡  |
| 枕崎市       | 枕崎市     | 八女郡  |
| 阿久根市      | 阿久根市    | 朝倉郡  |
| 出水市       | 出水市     | 三井郡  |
| 指宿市       | 指宿市     | 福岡市  |
| 西之表       | 西之表     | 大牟田市 |
| 市         | 市       | 久留米市 |
| 薩摩川内市     | 薩摩川内市   | 柳川市  |
| 日置市       | 日置市     | 八女市  |
| 霧島市       | 霧島市     | 筑後市  |
| いちき串木野市   | いちき串木野市 | 宗    |
| さつま市      | さつま市    | 太宰府市 |
| 奄美市       | 奄美市     | 古賀市  |
| 南九州市      | 南九州市    | 福津市  |
| 伊佐市       | 伊佐市     | うきは市 |
| 姶良市       | 姶良市     | 朝倉市  |
| 熊毛郡       | 熊毛郡     | みやま市 |
| 大島郡       | 大島郡     | 糸島市  |
| 鹿児島島      | 鹿児島島    | 筑紫郡  |
| 郡         | 郡       | 糟屋郡  |
| 薩摩郡       | 薩摩郡     | 朝倉郡  |
| 出水郡       | 出水郡     | 三井郡  |
| 始良郡       | 始良郡     | 福岡市  |
| 曾於郡       | 曾於郡     | 大川市  |
| 志布志市      | 志布志市    | 小郡市  |
| 肝属郡       | 肝属郡     | 筑紫野市 |
| 鹿屋市       | 鹿屋市     | 春日市  |
| 垂水市       | 垂水市     | 大野城市 |
| 曾於市       | 曾於市     | 宗    |
| 鹿屋市       | 鹿屋市     | 像市   |
| 垂水市       | 垂水市     | 太宰府市 |
| 曾於郡       | 曾於郡     | 古賀市  |
| 志布志市      | 志布志市    | 福津市  |
| 肝属郡       | 肝属郡     | うきは市 |
| 鹿屋市       | 鹿屋市     | 朝倉市  |

二 北海道農政事務所の地域センター

| 名 称       | 位 置  | 管 辖 区 域  |
|-----------|------|--|
| 函館地域センター  | 函館市  | 函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二海郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠郡  |
| 旭川地域センター  | 旭川市  | 旭川市 留萌市 雉内市 芦别市 赤平市 士別市 名寄市 漢川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市空知郡(南幌町を除く。) 権戸郡(月形町を除く。) 雨竜郡 上川郡(新得町及び清水町を除く。) 勇払郡のうち占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 |
| 釧路地域センター  | 釧路市  | 釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡  |
| 帶広地域センター  | 帶広市  | 帶広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡(美深町、音威子府村及び中川町を除く。) 足寄郡 十勝郡   |
| 苦小牧地域センター | 苦小牧市 | 北見市 納走市 紋別市 納走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡  |
| 北見地域センター  | 北見市  | 室蘭市 苦小牧市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦町及び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡(占冠村を除く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高   |

備考

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの業務の円滑な遂行のために必要があるときは、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、地方農政局の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、地方農政局の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。

官 報 (号 外)

投票者氏名  
日程第一 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

| 投票者氏名 | 日程第一 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) |
|-------|--|
| 賛成者氏名 | 足立 信也君   |
|       | 有田 芳生君   |
|       | 石井 一君  |
|       | 一川 保夫君   |
|       | 植松恵美子君   |
|       | 江崎 孝君  |
|       | 小川 敏夫君   |
|       | 大石 尚子君   |
|       | 大久保 勉君   |
|       | 大島九州男君   |
|       | 大野 元裕君   |
|       | 加賀谷 健君   |
|       | 風間 直樹君   |
|       | 金子 洋一君   |
|       | 川合 孝典君   |
|       | 小西 洋之君   |
|       | 小見山 幸治君  |
|       | 川崎 稔君  |
|       | 輿石 東君  |
|       | 佐藤 公治君   |
|       | 櫻井 充君  |
|       | 主瀬 了君  |
|       | 鈴木 寛君  |
|       | 田中 直紀君   |
|       | 武内 則男君   |
|       | 谷 亮子君  |
|       | 辻 泰弘君  |
|       | ルネン アルティ君  |
|       | 外山 斎君  |
|       | 谷岡 郁子君   |
|       | 高橋 千秋君   |
|       | 谷 博之君  |
|       | 田城 郁君  |
|       | 斎藤 嘉隆君   |
|       | 芝 博一君  |
|       | 今野 邦子君   |
|       | 小林 正夫君   |
|       | 川上 義博君   |
|       | 北澤 俊美君   |
|       | 金子 恵美君   |
|       | 神本恵恵子君   |
|       | 加藤 敏幸君   |
|       | 大久保潔重君   |
|       | 大塚 耕平君   |
|       | 岡崎トミ子君   |
|       | 岡崎雅子君  |
|       | 尾立 源幸君   |
|       | 江田 五月君   |
|       | 梅村 聰君  |
|       | 岩本 司君  |
|       | 池口 修次君   |
|       | 石橋 通宏君   |
|       | 相原久美子君   |
|       | 辻三三二名  |

投票者氏名

|    |     |        |    |     |    |     |    |     |        |   |     |        |    |     |    |    |        |    |     |    |     |    |     |    |      |    |     |    |     |    |     |    |     |        |    |    |    |    |    |     |    |     |        |    |    |    |    |    |     |    |     |    |     |    |    |        |
|----|-----|--------|----|-----|----|-----|----|-----|--------|---|-----|--------|----|-----|----|----|--------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|--------|
| 徳永 | エリ君 | 那谷屋正義君 | 轟木 | 利治君 | 中谷 | 智司君 | 長浜 | 博行君 | 西村まさみ君 | 白 | 眞勲君 | 姫井由美子君 | 平野 | 達男君 | 平山 | 誠君 | 広野ただし君 | 藤谷 | 光信君 | 藤原 | 正司君 | 藤末 | 健三君 | 牧山 | ひろえ君 | 松浦 | 大悟君 | 水戸 | 将史君 | 舟山 | 康江君 | 室井 | 邦彦君 | 安井美沙子君 | 柳田 | 横峯 | 米長 | 愛知 | 赤石 | 清美君 | 石井 | 準一君 | 石井みどり君 | 岩井 | 儀崎 | 宇都 | 岡田 | 衛藤 | 直樹君 | 岡田 | 直樹君 | 岡田 | 敏志君 | 岡田 | 廣君 | 片山さつき君 |
|----|-----|--------|----|-----|----|-----|----|-----|--------|---|-----|--------|----|-----|----|----|--------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|--------|----|----|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|--------|

一一一

金子原一郎君 岸 宏一君  
北川イツセイ君 小泉 昭男君  
鴻池 祥繁君 佐藤 正久君  
山東 昭子君 末松 信介君  
谷川 秀善君 世耕 弘成君  
鶴保 審介君 中曾根弘文君  
中原 八一君 野上浩太郎君  
長谷川 岳君 二之湯 智君  
浜田 和幸君 藤井 基之君  
吉川 俊治君 松村 龍二君  
丸川 珠代君 水落 敏栄君  
宮沢 洋一君 山崎 力君  
山田 俊男君 本山 一太君  
吉田 博美君 若林 健太君  
荒木 清實君 渡辺 猛之君  
魚住裕一郎君

川口 順子君 岸 信夫君  
熊谷 大君 小坂 憲次君  
佐藤 信秋君 島尻安伊子君  
佐藤ゆかり君 鈴木 政二君  
関口 昌一君 高階恵美子君  
塚田 一郎君 中川 雅治君  
中西 祐介君 中村 博彦君  
西田 昌司君 松山 政司君  
野村 哲郎君 藤川 政人君  
橋本 聖子君 牧野たかお君  
福岡 資麿君 松村 祥史君  
三原じゅん子君 森 まさこ君  
溝手 謙正君 山崎 正昭君  
山谷えり子君 山本 順三君  
義家 弘介君 秋野 公造君  
脇 雅史君 石川 博崇君  
加藤 修一君



官 報 (号 外)

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

投票者氏名

| 反対者氏名 |  | 日程第四 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) |        |
|-------|--|--------------------------------------|--------|
|       |  | 賛成者氏名                                |        |
|       |  | 足立 信也君                               | 相原久美子君 |
|       |  | 有田 芳生君                               | 池口 修次君 |
|       |  | 石井 一君                                | 石橋 通宏君 |
|       |  | 一川 保夫君                               | 岩本 司君  |
|       |  | 梅村 聰君                                |        |
|       |  | 江崎 孝君                                | 江田 五月君 |
|       |  | 小川 敏夫君                               | 尾立 源幸君 |
|       |  | 大石 尚子君                               | 大河原雅子君 |
|       |  | 大久保 勉君                               | 大久保重君  |
|       |  | 金子 元裕君                               | 岡崎トミ子君 |
|       |  | 加賀谷 健君                               | 北澤耕平君  |
|       |  | 大野 元裕君                               | 大塚     |
|       |  | 佐藤 公太君                               | 正夫君    |
|       |  | 井上 哲士君                               | 義博君    |
|       |  | 紙 智子君                                | 神本恵美子君 |
|       |  | 中曾根弘文君                               | 惠美君    |
|       |  | 中原八一君                                | 芝 博一君  |
|       |  | 二之湯 智君                               | 嘉隆君    |
|       |  | 野上浩太郎君                               | 正夫君    |
|       |  | 長谷川岳君                                | 東君     |
|       |  | 和幸君                                  |        |
|       |  | 福島みづほ君                               |        |
|       |  | 片山虎之助君                               |        |
|       |  | 山下芳生君                                |        |
|       |  | 市田忠義君                                |        |
|       |  | 中西健治君                                |        |
|       |  | 水野賢一君                                |        |
|       |  | 柴田巧君                                 |        |
|       |  | 小熊慎司君                                |        |
|       |  | 上野ひろし君                               |        |
|       |  | 横山信一君                                |        |
|       |  | 山本香苗君                                |        |
|       |  | 松白浜一良君                               |        |
|       |  | 谷合正明君                                |        |
|       |  | 西田実仁君                                |        |
|       |  | 草川昭三君                                |        |
|       |  | 浜田昌良君                                |        |
|       |  | 佐藤竹谷とし子君                             |        |
|       |  | 佐藤長沢広明君                              |        |
|       |  | 佐藤木庭健太郎君                             |        |
|       |  | 佐藤渡辺猛之君                              |        |
|       |  | 佐藤若林健太君                              |        |
|       |  | 佐藤吉田博美君                              |        |
|       |  | 佐藤山本俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤洋一君                                |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤丸川珠代君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤柳田稔君                               |        |
|       |  | 佐藤吉川沙織君                              |        |
|       |  | 佐藤蓮舫君                                |        |
|       |  | 佐藤青木一彦君                              |        |
|       |  | 佐藤石井治子君                              |        |
|       |  | 佐藤猪口浩郎君                              |        |
|       |  | 佐藤磯崎仁彦君                              |        |
|       |  | 佐藤岩城光英君                              |        |
|       |  | 佐藤上野通子君                              |        |
|       |  | 佐藤大家敏志君                              |        |
|       |  | 佐藤岡田廣君                               |        |
|       |  | 佐藤片山さつき君                             |        |
|       |  | 佐藤川口順子君                              |        |
|       |  | 佐藤岸大君                                |        |
|       |  | 佐藤熊谷昭男君                              |        |
|       |  | 佐藤小泉昭男君                              |        |
|       |  | 佐藤北川イッセイ君                            |        |
|       |  | 佐藤岸宏一君                               |        |
|       |  | 佐藤金子原二郎君                             |        |
|       |  | 佐藤加治屋義人君                             |        |
|       |  | 佐藤岡田直樹君                              |        |
|       |  | 佐藤衛藤晟一君                              |        |
|       |  | 佐藤吉田博美君                              |        |
|       |  | 佐藤山本俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤洋一君                                |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤森まさこ君                              |        |
|       |  | 佐藤山谷えり子君                             |        |
|       |  | 佐藤森正昭君                               |        |
|       |  | 佐藤山崎正昭君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎力君                               |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山田洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎溝手顕正君                            |        |
|       |  | 佐藤森まさこ君                              |        |
|       |  | 佐藤山谷えり子君                             |        |
|       |  | 佐藤森正昭君                               |        |
|       |  | 佐藤山崎正昭君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎力君                               |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |
|       |  | 佐藤赤石清美君                              |        |
|       |  | 佐藤石井準一君                              |        |
|       |  | 佐藤石井みどり君                             |        |
|       |  | 佐藤磯崎陽輔君                              |        |
|       |  | 佐藤岩井茂樹君                              |        |
|       |  | 佐藤宇都隆史君                              |        |
|       |  | 佐藤山田俊男君                              |        |
|       |  | 佐藤山田一太君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎敏代君                              |        |
|       |  | 佐藤山崎洋一君                              |        |
|       |  | 佐藤水落敏栄君                              |        |
|       |  | 佐藤松下新平君                              |        |
|       |  | 佐藤古川俊治君                              |        |
|       |  | 佐藤藤井基之君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政人君                              |        |
|       |  | 佐藤藤川政司君                              |        |
|       |  | 佐藤牧野たかお君                             |        |
|       |  | 佐藤松山政司君                              |        |
|       |  | 佐藤水戸将史君                              |        |
|       |  | 佐藤森ゆうこ君                              |        |
|       |  | 佐藤柳澤光美君                              |        |
|       |  | 佐藤米長晴信君                              |        |
|       |  | 佐藤愛知治郎君                              |        |

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

投票者氏名

官報(号外)

平成二十三年六月八日 参議院公議録第二十号

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

|                           |   |       |  |     |   |      |  |
|---------------------------|---|-------|--|-----|---|------|--|
| 藤木                        | 利治君   | 徳永    | エリ君  | 岸   | 宏一君   | 岸    | 信夫君  |
| 那谷屋                       | 正義君   | 友近    | 久志君  | 北川  | イッセイ君   | 小泉   | 昭男君  |
| 中谷                        | 智司君   | 直嶋    | 正行君  | 昭子君 | 佐藤  | 祥肇君  | 鴻池   |
| 長浜                        | 博行君   | 西村    | まさみ君   | 正久君 | 佐藤  | 正久君  | 佐藤   |
| 白                         | 眞勲君   | 白     | 眞勲君  | 一郎君 | 久美子君  | 久美子君 | 久美子君   |
| 姫井                        | 由美子君  | 姫井    | 由美子君   | 健二君 | 健二君   | 健二君  | 健二君  |
| 平野                        | 達男君   | 平野    | 達男君  | 幸司君 | 幸司君   | 幸司君  | 幸司君  |
| 平山                        | 誠君  | 平山    | 誠君   | 一君  | 一君  | 一君   | 一君   |
| 広野                        | ただし君  | 広野    | ただし君   | 哲郎君 | 哲郎君   | 哲郎君  | 哲郎君  |
| 藤末                        | 健三君   | 藤末    | 健三君  | 幸久君 | 幸久君   | 幸久君  | 幸久君  |
| 藤谷                        | 光信君   | 藤谷    | 光信君  | 祐司君 | 祐司君   | 祐司君  | 祐司君  |
| 藤原                        | 正司君   | 藤原    | 正司君  | 前川  | 前川  | 前川   | 前川   |
| 舟山                        | 康江君   | 舟山    | ひろえ君   | 松井  | 松井  | 松井   | 松井   |
| 牧山                        | ひろえ君  | 牧山    | ひろえ君   | 孝治君 | 孝治君   | 孝治君  | 孝治君  |
| 松浦                        | 大悟君   | 松浦    | 大悟君  | 信夫君 | 信夫君   | 信夫君  | 信夫君  |
| 水戸                        | 将史君   | 水戸    | 将史君  | 俊一君 | 俊一君   | 俊一君  | 俊一君  |
| 室井                        | 邦彦君   | 室井    | 邦彦君  | 二之湯 | 二之湯   | 二之湯  | 二之湯  |
| 安井                        | 美沙子君  | 安井    | 美沙子君   | 智君  | 智君  | 智君   | 智君   |
| 柳田                        | 稔君  | 柳田    | 稔君   | 祥史君 | 祥史君   | 祥史君  | 祥史君  |
| 横峯                        | 良郎君   | 横峯    | 良郎君  | 松村  | 松村  | 松村   | 松村   |
| 米長                        | 晴信君   | 米長    | 晴信君  | 政司君 | 政司君   | 政司君  | 政司君  |
| 愛知                        | 治郎君   | 愛知    | 治郎君  | 三原  | じゅん子君   | 福岡   | 資麿君  |
| 赤石                        | 清美君   | 赤石    | 清美君  | 和幸君 | 和幸君   | 和幸君  | 和幸君  |
| 石井                        | 準一君   | 石井    | 準一君  | 藤川  | 藤川  | 藤川   | 藤川   |
| 石井                        | みどり君  | 石井    | みどり君   | 正昭君 | 正昭君   | 正昭君  | 正昭君  |
| 磯崎                        | 陽輔君   | 磯崎    | 陽輔君  | 溝手  | 溝手  | 溝手   | 溝手   |
| 岩井                        | 茂樹君   | 岩井    | 茂樹君  | 顕正君 | 顕正君   | 顕正君  | 顕正君  |
| 宇都                        | 隆史君   | 宇都    | 隆史君  | 仁彦君 | 仁彦君   | 仁彦君  | 仁彦君  |
| 衛藤                        | 晟一君   | 衛藤    | 晟一君  | 山崎  | 山崎  | 山崎   | 山崎   |
| 岡田                        | 直樹君   | 岡田    | 直樹君  | 山本  | 山本  | 山本   | 山本   |
| 加治屋                       | 義人君   | 加治屋   | 義人君  | 順子君 | 順子君   | 順子君  | 順子君  |
| 金子原                       | 二郎君   | 金子原   | 二郎君  | 順子君 | 順子君   | 順子君  | 順子君  |
| 川口                        | 順子君   | 川口    | 順子君  | 山谷  | えり子君  | 山谷   | えり子君   |
| 加藤                        | 修一君   | 加藤    | 修一君  | 正昭君 | まさこ君  | まさこ君 | まさこ君   |
| 草川                        | 荒木  | 草川    | 秋野   | 森   | まさこ君  | 森    | まさこ君   |
| 昭三君                       | 清寛君   | 昭三君   | 公造君  | 井上  | 哲士君   | 井上   | 哲士君  |
| 魚住                        | 裕一郎君  | 魚住    | 裕一郎君   | 紙   | 智子君   | 紙    | 智子君  |
| 渡辺                        | 猛之君   | 渡辺    | 猛之君  | 市田  | 忠義君   | 市田   | 忠義君  |
| 大家                        | 敏志君   | 大家    | 敏志君  | 田村  | 智子君   | 田村   | 智子君  |
| 岡田                        | 広君  | 岡田    | 広君   | 山下  | 芳生君   | 山下   | 芳生君  |
| 片山                        | さつき君  | 片山    | さつき君   | 芳生君 | 芳生君   | 芳生君  | 芳生君  |
| 河口                        | 順子君   | 河口    | 順子君  | 大門  | 実紀史君  | 大門   | 実紀史君   |
| 参議院議長                     | 西岡  | 参議院議長 | 西岡   | 大江  | 康弘君   | 大江   | 康弘君  |
| 参議院議長                     | 武夫殿   | 参議院議長 | 武夫殿  | 尾辻  | 秀久君   | 尾辻   | 秀久君  |
| 浜田                        | 和幸  | 浜田    | 和幸   | 長谷川 | 大紋君   | 長谷川  | 大紋君  |
| 反対者氏名                     |   |       |  |     |   |      |  |
| 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 | 平成二十三年五月二十五日  | 参議院議長 | 西岡   | 武夫殿 | 浜田  | 和幸   | 長谷川  |
| 脱北者の本邦入国に関する再質問主意書        |   |       |  |     |   |      |  |
| 三                         | 平成二十三年三月以降に我が國に入国した脱北者の中国からの出国を認めてもらうため、政府が中国政府に対し、今後は脱北者を保護しない旨確約するよう文書の提出を求められた事実があるのかについて明らかにされたい。 | 一     | 平成二十三年一月以降、北京の日本国大使館ないし瀋陽の日本国総領事館が、保護を求めた脱北者に対し、保護を断つた事実があるのかについて明らかにされたい。 | 二   | 中国政府が、我が國政府に対し、今後は脱北者を保護しない旨確約するよう文書の提出を求められた事実があるのかについて明らかにされたい。 | 四    | 政府は、私が提出した「脱北者の本邦入国に関する再質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七七第一号。平成二十三年二月一日閣議決定)において、北京の日本国大使館ないし瀋陽の日本国総領事館において保護されている脱北者が我が國に向けて出国することを中国政府が認めず、中国政府が出国の条件として我が國がこれ以上脱北者を保護しないことを挙げているという事実の有無、及び、中国政府が脱北者の保護を止めなければ現在保護している脱北者を我が國に出国させないと立場をとっている場合の我が國の中国政府に対する対応について、「脱北者への対応の具体的な内容に関わる事項であり、事柄の性質上、明らかにすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、我が国としては、今後とも、関係国の意向も踏まえつつ、人道的観点から適切に対処していく考えである」と述べた。 |

四 政府は、今後中国国内での脱北者保護を行わない予定なのか。政府の見解を示されたい。

五 政府は、平成二十三年二月以降、脱北者による新たな生活保護申請を拒否したことがあるのか。結論及びその理由について明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出脱北者の本邦入国に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

海水注入作業について以下質問するので、政府の承知しているところをすべて明らかにされたい。  
福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書

一 東京電力のアクシデントマニュアルのうち、原子炉圧力容器内への海水注入に関する部分を示されたい。

二 福島第一原発一号機への海水注入作業は、三月十二日十九時四分から十九時二十五分までの試験注入と、同日二十時十五分からの本格注入の二段階で行われているが、この手順について、東京電力のアクシデントマニュアルの該当部分を示されたい。当該手順が東京電力のアクシデントマニュアルに示されていない場合は、技術的に詳しく示されたい。また、このように東京電力が二段階の手順をとったことについて政府としての評価を示されたい。

お尋ねについては、脱北者への対応の具体的な内容に関する事項であり、事柄の性質上、明らかにすることは差し控えたが、一般論として申し上げれば、我が国としては、今後とも、人道的観点から適切に対処していく考えである。

五について

お尋ねについては、生活保護制度は脱北者であるか否かの申告を受けた上で保護の要否を判断するものではないため、把握していない。

福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

平成二十三年五月二十五日

丸川 珠代

参議院議長 西岡 武夫殿

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員丸川珠代君提出福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

においては、これらの措置に海水を用いるか否かについては規定されていない。  
二から五までについて  
福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器については、平成二十三年三月十二日午後七時四分から継続して海水注入を実施しており、試験注入と本格注入に分けて実施した事実はない。

また、東京電力によれば、東京電力株式会社

福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器について、保安規定及び運転操作基準においては、お尋ねの二段階の手順については規定されている。

お尋ねの「東京電力のアクシデントマニュアル」が何を指すのか必ずしも明らかではない。

お尋ねの「東京電力のアクシデントマニュアル」が、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)は、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることを目的として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第三十七条第一項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)」を定めている。保安規定においては、原子炉を緊急停止せざるを得ないような場合には、保安規定の添付文書である「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」(以下「運転操作基準」という。)に従つて、異常の原因の除去及びその拡大防止のために必要な措置を講じることが規定されており、運転操作基準においては、原子炉水位を回復するため水位の微候に応じて非常用炉心冷却系の再起動や代替注水系の起動を行うこと、原子炉水位が不明な時には給復水系、非常用炉心冷却系又は代替注水系を使用した注水操作を行うこと等が規定されているが、保安規定及び運転操作基準

法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十六日

福島みづほ

参議院議長 西岡 武夫殿

法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問主意書

二〇一〇年十月二十五日提出の「法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問主意書」について、同年十一月二日に答弁書(内閣参質一七六第六一號)が閣議決定された。

同答弁書によると、「各刑場の刑具は、開落式踏板上の被執行者の身体の自重によつて絞首する機構であり、絞首された被執行者と床面との間に距離をおく運用について絞罪器械(式)と変わると

ころはない。ただし、絞首された被執行者と床面

官報(号外)

との間の距離については、個々の死刑執行により異なる。」「絞縄については、個々の死刑執行ごとに、被執行人の身長、体重等を考慮し、死刑執行を確実に行うために必要な長さに固定している。」とある。

これを受けて、本年一月二十四日、「法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問主意書」を提出し、同年二月一日、答弁書(内閣參質一七第一六号)が閣議決定されている。

しかし、公開された刑場において、現在死刑がどのように執行されているのかについてなお不明な点があるので、改めて質問する。

一 答弁書(内閣參質一七六第六一号)では、「絞首された被執行人と床面との間の距離については、個々の死刑執行により異なる。」との答弁であつた。例として東京拘置所の刑場における死刑執行について、絞首された被執行人と床面との間の距離は、約三十七センチメートルのこともあれば、約一メートル、約二メートル、約三メートル、あるいは約四メートルいずれの場合もあり得るのか。絞首された被執行人と床面との間の距離について、現在の運用においてあり得る最小の距離と最大の距離を具体的な数値をもつて示されたい。

二 答弁書(内閣參質一七六第六一号)の「絞縄については、個々の死刑執行ごとに、被執行人の身長、体重等を考慮し、死刑執行を確実に行うために必要な長さに固定している。」との記述だけでは、現在、絞縄を必要な長さに固定する際には、その長さを、具体的に、いつ誰がどのように決定しているのか判然としない。個々の死刑執行において、絞縄を固定する長さを具体的に算定する手続き、及び、その長さを具体的に算

出する方法を示されたい。刑事施設ごとに違があるならば、その旨を述べた上で、東京拘置所の例を具体的に示されたい。

三 個々の死刑執行において、絞縄を固定する長さを具体的に決定する手続き、及び、その長さを具体的に算出する方法を規定した法律、行政規則(命令・訓令・通達・内部規則等)は存在するか。存在するのであれば、その内容を全て示されたい。刑事施設ごとに違があるならば、その旨を述べた上で、東京拘置所の例を具体的に示されたい。

四 死刑の執行にあたって、絞縄の長さを固定する際に考慮するという被執行人の身長や体重はいつ測定するのか。死刑執行の直前か、数日前か、数週間前か、数か月前か、あるいは特に測定を行わないのか。刑事施設ごとに違いがあるならば、その旨を述べた上で、東京拘置所の例を具体的に説明されたい。

五 二〇〇七年一月にイラクのバグダッドで、サダメ・フセイン元イラク大統領の異父弟(バルザン・イブラヒム・アル・ティクリティ)に対する絞首刑が執行された際、絞縄によって同人の首が完全に切断され、頭と胴体が分離して落する事故が発生した。この事故は、内外の報道機関によつて報道されたが、政府は把握しているか。

六 絞首刑の執行において、五のイラクの事例の如く、被執行人が踏板から落下して絞首された直後に、同人の首が絞縄によって切断されることがあり得るが、この事実を政府は把握しているか。

七 わが国の死刑執行において、被執行人の首が切断され、頭と胴体が分離して床面に落下する

ような事態を防ぐために、何か対策を講じているか否か。対策を講じているのであれば、それ

を具体的に示されたい。刑事施設ごとに違があるならば、その旨を述べた上で、東京拘置所の例を具体的に示されたい。

八 東京拘置所以外の六か所の刑事施設の刑場は、形状、寸法等について、明治六年太政官布告第六十五号と全く同一か否か。答弁書(内閣參質一七七第一六号)によると「現時点で刑場の公開を行う予定はない」とのことであるが、仮に示されたい。

六か所の刑事施設の刑場を公開する意義があると考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年六月三日

参議院議長 西岡 武夫殿  
内閣総理大臣 菅 直人

参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問に対する答弁書

一について  
東京拘置所の刑場公開に関する再質問に対する答弁書

先の答弁書(平成二十二年十一月二日内閣參質一七六第六一号)三及び四についてで述べたとおり、絞首された被執行人と床面との間の距離については、個々の死刑執行により異なり、お尋ねの「現在の運用においてあり得る最小の距離と最大の距離」については、一概にお答えできない。

二及び三について

前回答弁書(平成二十三年二月一日内閣參質一七七第一六号)二から四までについて述べたとおり、死刑執行を確実に行うためには、絞首された被執行人と床面との間に距離をおく必

要があるので、個々の死刑執行ごとに、被執行人の身長、体重等を考慮し、死刑を執行する刑事施設において絞縄を必要な長さに固定しているものである。

お尋ねの法律や行政規則は存在しない。

四について  
死刑確定者の身長や体重については、刑事施設への収容の開始時や健康診断の機会などに、必要に応じ測定している。

五から七までについて  
お尋ねのような報道がなされたことは承知しているが、我が国においては、二及び三について述べたとおり、個々の死刑執行ごとに、被執行人の身長、体重等を考慮し、死刑を執行する刑事施設において絞縄を必要な長さに固定しているところであり、死刑執行において、被執行人の首が切斷されるような事態は想定していない。

六について  
各刑場の刑具は、開落式踏板上の被執行人の身体の自重によつて絞首する機構であるが、その形状、寸法等については、絞罪器械図式(明治六年太政官布告第六十五号)と異なる点もある。

なお、現時点で刑場の公開を行う予定はない。

ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十七日

山谷えり子

平成二十三年六月七日

参議院議長 西岡 武夫殿

内閣總理大臣 菅 直人

ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問主意書

一 政府は本年五月二十日、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下「ハーグ条約」という。)について「締結に向けた準備を進める」として閣議了解をしたが、「締結に向けた準備を進めることは、締結を止めることもあり得ると考えてよいのか。

二 閣議了解までしておきながら、ハーグ条約の和訳、仮訳が今も外務省から発表されていないのはなぜか。また、いつ発表するのか。

三 条約締結に向けての決定を、このようになっており、なぜ閣議了解はこの時期だつたのか。これまで、ハーグ条約の締約国の中、何か国に対し、どのような実態調査をし、政府内で議論したのか。具体的な政策内容をもつて示されたい。

四 国内での実態調査もしたと聞くが、聞き取り調査をしたのは何例か。

五 ハーグ条約の主要締約国の司法判断において、返還命令と返還拒否の割合はおよそ七対三

と外務省は説明している。主要締約国とはどの国を指すのか。それぞれの国の返還命令と返還拒否の割合を示されたい。

右質問する。

参議院議員山谷えり子君提出ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問に対する答弁書

一について

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称。以下「ハーグ条約」という。)については、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について」(平成二十三年五月二十日閣議了解)により、その締結に向けた準備を進めることとし、また、ハーグ条約を実施するために必要となる法律案を作成することとしている。政府としては、今後かかる作業を進めた上で、ハーグ条約の締結について国会の承認を求める考えである。

二について

一般に、日本語を正文としない多国間条約の和文は、当該条約の締結について国会の承認を求める閣議決定を経て確定することとしているところ、ハーグ条約については、締結に向けた準備を進めることについて閣議了解が行われ

た段階であり、その和文については、今後、ハーグ条約の締結に向けた準備を進める中で検討していくこととなる。

三について

政府としては、ハーグ条約の締結の可能性について、子の福祉の観点から、各方面から寄せられた意見も踏まえつつ、関係府省庁の副大臣会議を計七回開催して慎重に検討を続けてきた結果、ハーグ条約の締結に向けた準備を進めることとしたところである。本件については、國內で大きな関心が寄せられていることから、この段階で政府としての方向性を閣議了解により示すことは有意義であると考えたものである。

ハーグ条約の締約国における運用状況については、外務省において、アメリカ合衆国、英國、カナダ、オランダ及びイスイス並びにハーグ国際私法会議事務局(以下「条約事務局」という。)に職員を派遣して調査を行つたほか、在外公館や在京大使館を通じての調査、条約事務局が公表している種々のデータの分析等を通して、情報収集に努めてきている。政府としては、これららの調査や情報収集の結果について、関係府省庁の副大臣会議等の場で共有し、検討を進めてきたところである。

ハーグ条約の締結に向けた準備について(平成二十三年五月二十日閣議了解)により、その締結に向けた準備を進めることとし、また、ハーグ条約を実施するために必要となる法律案を作成することとしている。政府としては、今後かかる作業を進めた上で、ハーグ条約の締結について国会の承認を求める考えである。

四について

外務省においては、平成二十二年五月から同年十一月までの間、国際的な子の連れ去り問題の当事者となつた経験のある国民を対象にアンケート調査を行い、六十四件の回答を得たほか、当事者から直接ヒアリングを実施するなど、常居所を有していた国への返還後に子が置かれる状況や子を連れ去るに至った事情等につ

いて実態の把握に努めている。また、関係府省庁の副大臣会議においても、ハーグ条約に賛成する者及び反対する者の双方からヒアリングを実施したところである。

五について

条約事務局が平成十五年当時のハーグ条約の締約国七十四か国を対象に実施した調査によれば、同調査に回答した四十五か国が同年に受領した子の返還申請のうち、返還命令が発せられたものは三百六十一件、返還が拒否されたものは五百七十六件である。御指摘の「七対三」の割合は、これらの件数を用いて算出したものである。

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿

山谷えり子

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

浜岡原子力発電所全面停止を受けて、原子力発電所が立地する、あるいは立地予定の十四道県の知事が原子力発電所の安全基準を示すよう政府に要望している。そこで以下のとおり質問する。

一 政府は原子力発電所の安全基準をいつ示すのか。

二 今後、定期点検に次々と入つて行く原子力発電所に対し、政府が安全基準を示さない場合、地元の理解が得られなくなると運転再開が困難

官報(号外)

になることも考えられる。最悪のケースをシミュレーションした場合、来春にはすべての原子力発電所が止まるという報道もある。政府はこうしたケースはあり得ないと考えるのか。あり得ないと考えるならその根拠を示されたい。

三 政府は浜岡原子力発電所の全面停止による農業、漁業、工場など経済へのダメージをどう考慮したか。判断の根拠とした数値等を明らかにされたい。

四 政府は浜岡原子力発電所の全面停止にあたり、電力の需給の問題をどう考慮したか。判断の根拠とした数値等を明らかにされたい。

五 原子力発電所が立地する、あるいは立地予定の十四道県の知事でつくる原子力発電関係団体協議会が、五月十六日に「原子力発電所の安全基準を示せ」と決議した。この決議をどう受けとめ、どのような内容でいつまでに応えていくのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対する答弁書

一 及び五について

経済産業省においては、平成二十三年三月三十日に各電気事業者に指示した緊急安全対策の実施状況について、立入検査や訓練の立会いに

より確認及び評価をし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、炉心を管理された状態で維持し冷温潮堤の整備や建屋の水密化など中長期対策を計画していることなどを確認している。

同対策の内容や各原子力発電所における同対策の実施状況の確認結果については、御指摘の原子力発電関係団体協議会の決議も踏まえ、経済産業省原子力安全・保安院が、原子力発電所の立地地域及び周辺地域において説明を行い、地元住民の理解が得られるよう努めている。

二について

政府としては、緊急安全対策の内容や各原子力発電所における同対策の実施状況の確認結果について、原子力発電所の立地地域及び周辺地域において説明を行っているところであります。原子力発電所の定期検査後の運転再開について、地元住民の理解が得られるよう努めてまいりました。

い。

三及び四について

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）に対して中部電力株式会社浜岡原子力発電所の運転停止を要請するに当たっては、中部電力の平成二十三年度供給計画における供給力三千八十八万七千キロワット、平成二十一年度の最大電力需要実績二千七百九十九万キロワット、同原子力発電所第三号機から第五号機までの定格出力の合計三百六十一万七千キロワット等の数値

可能性等を踏まえ、これが中部電力管内における

停止状態につなげることができる対応の手順の整備や必要な機器の配備を行っていること、防潮堤の整備や建屋の水密化など中長期対策を計画していることなどを確認している。

東日本大震災による死者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿 森まさこ

参議院議員森まさこ君提出東日本大震災による電力需給や経済に与える影響について考慮したところである。

内閣総理大臣 菅直人  
参議院議長 西岡武夫殿

死者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森まさこ君提出東日本大震災による死者に関する質問に対する答弁書

お尋ねの数等については、調査に膨大な作業を要するため、その全てをお答えすることは困難であるが、警察庁の調査によると、福島県において警察が平成二十三年三月十一日から同年四月十一日までの間に死体見分を行つた御遺体のうち、一般の東北地方太平洋沖地震によつて亡くなられた方の御遺体と認められたものは、合計千二百四十二体であり、年齢階層別では、零歳から九歳までが三十五体、十歳から十九歳までが三十七体、二十歳から二十九歳までが三十八体、三十歳から三十九歳までが五十五体、四十歳から四十九歳までが六十八体、五十歳から五十九歳までが百三十体、六十歳から六十九歳までが二百九体、七十歳から七十九歳までが二百七十六体、八十歳以上が二百五十四体、年齢不詳が百四十体であり、また、死因別では、溺死が千八十体、焼死が三体、压死、損傷死及びその他の死因が百五十七体、死因不詳が二体であり、お尋ねの「餓死（衰弱死）」はない。

いざれにしても、政府としては、今後とも、地方公共団体と連携して、被災者に対する生活支援等に取り組んでまいりたい。

一 一の死者に関し、警察医が死体検査を行つた際に作成した「死体検査書」の「死亡の原因」欄の記述をもとに分類し、市町村ごとに、人数、死亡原因（死亡原因については、地震による圧死、損傷死、津波による溺死の他、病死、餓死（衰弱死）、自殺などに分類）について明らかにされたい。

二 一の死者に関し、警察医が死体検査を行つた際に作成した「死体検査書」の「死亡の原因」欄の記述をもとに分類し、市町村ごとに、人数、死亡原因（死亡原因については、地震による圧死、損傷死、津波による溺死の他、病死、餓死（衰弱死）、自殺などに分類）について明らかにされたい。

三 死亡原因の中で特に餓死（衰弱死）については、大震災後の政府による被災者救援対応の遅れが招いた事態であると推測されるが、政府の見解と具体的な対応策について明らかにされたい。

災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿 熊谷 大

官報(号外)

災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問主意書  
東日本大震災の被災地では、災害ボランティアの受入れに関し、ゴールデンウイーク時においては災害ボランティア希望者が多数集まつたのに対し、ゴールデンウイーク後半以降は一転して災害ボランティア希望者が減少するという事態が生じた。

具体的に、宮城県の事例を見ると、宮城県灾害ボランティアセンターは、五月一日付の「ボランティアさんへのお願ひ」では「多くのボランティアの方が活動されている状況ですが、一部の市区町村災害ボランティアセンターでは、二~三との兼ね合いより、県外の方の受け入れを一時的にストップしたり、新規の方の受付をお断りしている状況があります。」としていた。しかし、五月五日付の「ボランティアのみなさんへ緊急のお知らせ」では「五月六日以降、一部の市町村災害ボランティアセンターでは、ボランティアさんの数が不足しています。」と一転して災害ボランティアの不足を訴えている。被災地では、仮設住宅などへの引っ越しのための力仕事など、災害ボランティアの需要は増加傾向にある。

菅内閣総理大臣は、地震直後の三月十三日に灾害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官と

して辻元清美氏を任命したが、辻元補佐官はこのような被災地の状態に応じた役割を果たしているのか、疑問を禁じ得ない。

山谷えり子参議院議員が四月二十七日に提出し

た災害ボランティア活動担当の辻元補佐官の活動に関する質問主意書に対する五月十日付政府答弁書(内閣參質一七七第一三四号)は、辻元補佐

官の必要性と成果について「具体的な成果としては、被災地においてボランティアの受入れ、ボランティア活動の場の調整等を行う災害ボランティアセンターの体制整備の必要性や地方自治体やボランティア団体等に対する情報提供の在り方等についての意見具申を行うことを通じて、災害ボランティアセンターの充実や地方自治体やボランティア団体等に対する迅速かつ的確な情報提供の実現が図られているものと認識している。」としている。しかし、ゴールデンウイーク前後の災害ボランティアの状況を見ても、辻元補佐官の意見具申の有効性には疑問が残る。そこで以下のとおり質問する。

一 辻元補佐官のこれまでの具体的な意見具申の内容とこれに対する評価について明らかにされたい。  
二 辻元補佐官と内閣官房震災ボランティア連携室との関係について明らかにされたい。  
三 辻元補佐官の今後の活動内容について明らかにされたい。  
右質問する。

平成二十三年六月七日

参議院議長 西岡 武夫殿 熊谷 大

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議員熊谷大君提出災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問に対する答弁書

参議院議員熊谷大君提出災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問に対する答弁書

東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年五月二十七日

参議院議長 西岡 武夫殿 熊谷 大

東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問主意書

本年三月十一日に発生した東日本巨大地震・津波災害に対する自衛隊の災害派遣において、制度創設以来初めてとなる即応予備自衛官及び予備自衛官(以下「予備自衛官等」という)の災害招集が実施された。

招集された予備自衛官等は、被災地における搜索活動、給水・給食・入浴支援活動がれき除去等の活動や災害派遣活動を受けたと承知している。他方、自衛隊十万人態勢という中で、予備自衛官等の派遣規模は二千数百名程度に止まり、必ずしも適切な招集状況にあつたとは言い難い。その理由としては、予備自衛官等の雇用企業が派遣を認めなかつたことが背景にあるともいわれてい

る。  
辻元内閣総理大臣補佐官は、今後とも、被災地におけるボランティア活動の状況を踏まえつづ、当該活動が円滑かつ効果的に行われるために必要となる政府の措置等について、内閣総理大臣に対する意見具申等を行っていくものと認識している。

官報(号外)

そこで、防衛省が招集に当たつて講じた施策等について、以下のとおり質問する。

一 今回の災害派遣における予備自衛官等の招集状況(打診した人数、招集人数、招集に応じた人数、招集期間及び活動状況について明らかにされたい)。

二 招集に応じた予備自衛官等の身分及び待遇について明らかにされたい。

三 防衛省は通常、予備自衛官等の制度について、雇用企業等に対して理解を得るためにどのような説明を行い、どのような策を講じていらるのか。また、今回の招集中に当たつて、雇用企業等に対するどのような説明、措置を行つたのか明らかにされたい。

四 防衛省は今回の招集中に、雇用企業の理解を得られず招集を断念した例を承知しているか。また、派遣された予備自衛官等が招集解除後、雇用企業から解雇されるなど不利益を被つた例があるのかを承知しているか明らかにされたい。

五 四のような事例が生じたことについて、防衛省としてどのような認識を持っているのか。また、今後、どのような策を講ずるべきと考えているのか見解を示されたい。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員熊谷大君提出東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集

に関する質問に対する答弁書

一について

本年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に対し、自衛隊として総力を挙げて災害派遣活動を行うため、自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第七十条第一項及び第七十五条の四第一項の規定に基づき、海上自衛隊の予備自衛官及び即応予備自衛官並びに自衛隊の予備自衛官及び即応予備自衛官並びに海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官の災害招集及び災害等招集(以下「災害招集等」という。)を実施しているところである。

陸上自衛隊の予備自衛官については、本年六月一日現在までに、災害派遣活動等に当たる部隊等で必要とされる技能を有する者延べ五百十九人に招集の打診を行い、このうち延べ四百十六人に対し招集命令を発し、延べ三百六十人が招集中に応じて出頭したほか、同日現在、五十五人が出頭準備中である。招集期間は、最長九日間である。招集された予備自衛官は、在日米軍等の救援活動の円滑化を図るための通訳業務や、自衛隊病院や駐屯地医務室における衛生業務、さらに、東北方面区内の各駐屯地業務隊における災害派遣活動の後方支援業務に従事している。

航空自衛隊の予備自衛官については、本年六月一日現在までに、災害派遣活動等に当たる部隊で必要とされる技能を有する者三十三人に招集の打診を行い、このうち二十五人に対して招集命令を発し、二十四人が招集中に応じて出頭した。招集期間は、最長十六日間である。招集された予備自衛官は、岩手県及び宮城県の被災地で、給水、給食等の生活支援活動に従事している。

二について

予備自衛官及び即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)は、招集中に応じて出頭した日をもつて自衛官となつて勤務するものであり、その処遇についてはその他の自衛官と同様に取り扱われる。

四及び五について

お尋ねの「雇用企業の理解を得られず招集を断念した例」としては、雇用する予備自衛官等の招集について打診をした雇用企業等から、当該雇用企業等自体の被災、災害復旧に伴う業務の急激な増加又は招集時期における勤務上の都合を理由に、今回は協力できない旨の回答があつたため、招集命令を発しなかつた例があるが、その数は非常に少なかつたと認識している。

三について

防衛省・自衛隊においては、日頃から、自衛隊地方協力本部が中心となって、予備自衛官等の雇用企業等に対し、予備自衛官等の制度等についてパンフレット等を用いて説明を実施している。

生活支援活動、物資輸送、瓦礫除去、捜索活動等を行つてゐる。

海上自衛隊の予備自衛官については、本年六月一日現在までに、災害派遣活動等に当たる部隊で必要とされる技能を有する者九人に招集の打診を行い、このうち五人に對して招集命令を発し、その全員が招集中に応じて出頭した。招集期間は、最長八日間である。招集された予備自衛官は、八戸航空基地隊における基地内の復旧活動等や横須賀基地業務隊による給食業務に従事している。

航空自衛隊の予備自衛官については、本年六月一日現在までに、災害派遣活動等に当たる部隊で必要とされる技能を有する者三十三人に招集の打診を行い、このうち二十五人に対して招集命令を発し、二十四人が招集中に応じて出頭した。招集期間は、最長十六日間である。招集された予備自衛官は、岩手県及び宮城県の被災地で、給水、給食等の生活支援活動に従事している。

集に際しての雇用企業等の積極的な協力の確保を図るために、雇用する即応予備自衛官一人につき月額四万二千五百円の即応予備自衛官雇用企業給付金を、一定の要件を満たす雇用企業等に對して支給している。

今般の予備自衛官等の災害招集等に際しては、実任務に係る招集は初めて実施するものであること等を踏まえ、雇用企業等に對し、招集に關して特段の配慮をお願いする旨の、防衛大臣からのメッセージを発出したところである。

さらに、自衛隊地方協力本部では、予備自衛官等の雇用企業等に對して、今般の災害招集等に係る予備自衛官等の活動予定、被災地における実際の活動状況等を説明するとともに、招集に協力していただいた雇用企業等には直接出向いて感謝の意を表する等、きめ細かく対応している。

協力は十分に得られていると考えるが、今後、より詳細に実態を調査するとともに、必要に応じ、より一層の理解と協力を得るための施策について検討していくこととしたい。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する再質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月三十日  
参議院議長 西岡 武夫殿 磯崎 陽輔

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する再質問主意書  
「東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書」(平成二十三年五月十日提出、質問第一四七号。以下単に「質問主意書」という。)に対し、政府から答弁書(平成二十三年五月二十四日内閣参質一七七第一四七号。以下単に「答弁書」という。)の提出があつたところであるが、答弁漏れその他追加してたゞすことが必要な点があるので、以下のとおり再質問する。  
一 三月十一における初動対応について  
1 答弁書「一について」においては、政府の対応について、原子力災害対策関係の組織の設置や住民の避難に関する措置しか言及されていない。質問主意書一の1で質問した当該期間及びそれに近接する期間における原子炉に関する措置について、政府は全く指示や調整を行つていなかつたと理解しているか。そうでないのであれば、当該質問の趣旨に添つ

て、きちんと再回答してほしい。

2 質問主意書一の2については、全くの答弁漏れであると考える。東京電力は電源車の派遣等を行つていたはずであり、きちんと再回答してほしい。

## 二 三月十二日におけるベントの実施について

1 答弁書「一の5について」によれば、三月十二日一時三十分頃のベントについての菅内閣総理大臣の了承から同日十時十七分のベントの実施まで九時間近く経過しているが、その理由の説明としては、不十分である。菅総理の了承から実施まで九時間近くも要した理由をもう少し具体的かつ時系列的に、丁寧に回答してほしい。

2 答弁書「二の5について」において、東京電力から「放射線量の高い区域で作業をせざるを得なかつたため、一定の時間がかかつた」と聞いていると記述されているが、原子力安全・保安院の職員から、高い放射線量の存在は空気操作弁に関する操作に着手した時点で覚知したものと聞いている。それは、何時何分頃のことか。また、高い放射線量の存在は空気操作弁に関する操作に着手した時点で覚知したのであれば、答弁書の記述は該時刻までの対応の遅れの理由にならないと考えるが、どうか。

3 答弁書「二の6について」に関し、空気操作弁を作動させるための圧縮空気を確保するための活動に着手した時刻(何時何分頃)及び現地に圧縮空気が到着した時刻(何時何分頃)を明確に示してほしい。

4 九時十五分にもベントの操作を行つたとい

う報道があるが、当該時刻にはどの弁に対してもどのような操作をしたのか。また、同時に漏れであると考える。東京電力は電源車の派遣等を行つていたはずであり、きちんと再回答してほしい。

## 5 答弁書「二の7について」

総理大臣補佐官は、四月二十五日の夕刻、統合対策本部の記者会見で、「政府としては、『東京電力は腹を決めてベントをやるつもりだ』という共通認識に立っていた。ただ、なかなかベントが行われないということで、朝方六時五十分に命令に切り替えた。」と述べた上で、「東京電力という会社自体は、非常に電力を供給するというルーティンワークに非常に慣れた会社であつて、何か大きな判断を得なかつたため、一定の時間がかかつた」と聞いていると記述されているが、原子力安全・保安院の職員から、高い放射線量の存在は空気操作弁に関する操作に着手した時点で覚知したものと聞いている。それは、何時何分頃のことか。また、高い放射線量の存在は空気操作弁に関する操作に着手した時点で覚知したのであれば、答弁書の記述は該時刻までの対応の遅れの理由にならないと考えるが、どうか。

3 答弁書「三の1について」において、「水素爆発」を海水注入が遅れた原因と指摘しているが、淡水注入は三月十二日十四時五十三分に停止しており、それに引き続いて海水注入を行うことはできなかつたのか、具体的な状況を明らかにしてほしい。

(1) 質問主意書三の2の「菅総理が、淡水注入の停止を知ったのは、何時何分頃か。」という質問に対する明確な答弁漏れがあるので、きちんと再回答してほしい。

(2) 報道(五月二十五日付け産経新聞朝刊一面等)によると、東京電力は、十五時二十分頃海水注入の実施をファクスで原子力安全・保安院に報告したとされていますが、「そうしますと、この真水での注入が終わつてしまりますとまさにもう水で冷却をする手法がなくなりますから、そこで一刻も

早くこれは真水が駄目なら海水で注入をしなければいけないということを、まさにこの十四時五十三分が終わつてからずつともう議論、そして度重なる指示をやつておりますて、そして最後に、先ほどお話をしたように十八時に、総理からの指示もあり、私が保安院に対して指示文書の準備をするよう指示をしたところであります。そうしましたところ十九時〇四分に、これは私どもの資料でございますが、一旦東京電力が福島第一原子力発電所の一号機の海水注入試験です、試験の注入をこれを開始をして、そしてこれが十九時二十五分に停止をしました。ですから、二十分間ぐらい試験をやりましたけど、停止をしました。そして、時刻は刻一刻と過ぎていきますので、再度重ねて総理からの本格的な注水をやれということで、そこで私が、先ほど答弁をしましたように二十時〇五分、これまで原子炉等規制法の第六十四条三項の規定に基づいて、福島第一原子力発電所の一号機の原子炉容器の健全性を確保することをこれほど命令したと。」と答弁している。

十八時に、総理からの指示もあり、私が保安院に対して指示文書の準備をするよう指示をしたところであります。そうしましたところ十九時〇四分に、これは私どもの資料でございますが、一旦東京電力が福島第一原子力発電所の一号機の海水注入試験です、試験の注入をこれを開始をして、そしてこれが十九時二十五分に停止をしました。ですから、二十分間ぐらい試験をやりましたけど、停止をしました。そして、時刻は刻一刻と過ぎていきますので、再度重ねて総理からの本格的な注水をやれということで、そこで私が、先ほど答弁をしましたように二十時〇五分、これまで原子炉等規制法の第六十四条三項の規定に基づいて、福島第一原子力発電所の一号機の原子炉容器の健全性を確保することをこれほど命令したと。」と答弁している。

官報(号外)

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

質問主意書及び答弁書

菅総理にそのことの連絡がなかつたとすれば、官邸の危機管理態勢が完全にまひしていたと考えるがどうか。

(3) 海江田大臣は、淡水注入の停止及び海水の「試験注入」の実施について、前記委員会答弁から知つていてることが窺われるが、報告を受けていたと考えていいか。報告を受けていたのならば、海江田大臣が知つていることを、なぜ菅総理は知らないのか。

(4) 菅総理は、五月二十三日の衆議院東日本大震災復興特別委員会で、「十八時に総理大臣の指示と書いてあるのは、海水注入はすべきだと、それに当たつてですね、必要なことについて検討してほしい」と指示した。と答弁しているが、前記の海江田大臣の委員会答弁では「十八時に、総理からの指示もあり、私が保安院に対しても指示文書の準備をするよう指示をしたところであります。」となつてゐる。「指示文書」とは当然海水注入の指示文書のことであり、矛盾していると考えるが、両答弁の関係を説明してほしい。

(5) 菅総理は、五月二十三日の衆議院東日本大震災復興特別委員会で、「海水注入については、あの当時、私なり、官房長官、副長官のところには報告が上がつておりませんでしたので、当然ながら報告が上がっていらないものをやめるとか、やめるなどか言うはずもありません。」と答弁しているが、前記の海江田大臣の委員会答弁では「時刻は刻一刻と過ぎていきますので、再度重ねて総理からの本格的な注水をやれということで」となつてい

る。海水注入を聞いていないのに「本格的な注水をやれ」と言うのは矛盾していると考えるが、両答弁の関係を説明してほしい。

(6) 海江田大臣は、十九時四分からの海水注入について、「試験注入」と言つてゐる中斷を黙認したのか。「試験注入」という言葉は、誰が最初に用いたのか。「試験注入」というのは、後から考えた作り事ではないのか。

(7) 五月二十六日の東京電力の記者会見によると、十八時五分に政府から指示があり、十九時四分に海水注入を開始したということがあるが、この政府の指示は誰がしたのか。

(8) 報道(同前)によると、東京電力は五月二十一日に「官邸が『海水を注入すると臨界の危険がある』としたので政府の判断を待つた」と説明していたとあるが、これは、菅総理の指示があつたかなかつたかは別にして、東京電力本社の判断としてこのようないことがあつたのか、事實を確認してほしい。

(9) 報道(時事通信社)によると、海水注入の開始二十分後、武黒一郎東電フェロー側から「首相の了解が得られていない。」と東京電力本社や福島第一原子力発電所に連絡があり、東京電力は、「最終的な責任を負う首相が了解していない状況で、注水を継続すべきではない。」と判断して海水注入の中止を決定したとする答弁をしているが、隔離時冷却系(三号機

が、東京電力本社の判断としてこのようないことがあつたのか、事實を確認してほしい。

(10) 報道(同前)によると、福島第一原子力発電所の吉田昌郎所長が、(9)の本社の決定にもかかわらず、自分の判断で海水注入を続けたとされているが、事實を確認してほしい。事実であれば、前記の海江田大臣の委員会答弁は、虚偽であつたことになるが、そうした答弁をした経緯を説明してほしい。また、事實を把握していないなかつたことについて、担当大臣としてどのように責任を感じているか。

(11) 菅総理が、十九時四分からの海水注入について知つたのは、何時何分頃か。その時に、菅総理が聞いていないと「不快感を示した」というのは、事實ではないのか。

(12) 答弁書「三の2について」によれば、東京電力から連絡がなく、淡水注入の停止時刻を菅総理は知らなかつたようであるが、淡水停止後直ちに海水注入をしなかつたことにより十五時三十分過ぎの水素爆発につながつたのではないか。このことについての政府の責任をどのように考へているのか。

#### 五 政府の責任について

三月十一日十九時過ぎに、原子力災害対策特

別措置法(平成十一年法律第百五十六号)に基づき、原子力緊急事態宣言を行い、政府に原子力災害対策本部を設置して以降は、当該災害に係る原子炉に関する措置については、一次的には東京電力が責任を負うものの、同法第四条の規定の趣旨に鑑み、全て政府が最終的な責任を負うものと考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

2 五月二十三日に東京電力が原子力安全・保安院に提出した資料では、高圧注水系が起動しているうちに、ペントを行なつて、淡水又は海水を注入すべきであったと考へるが、政府の考えはどうか。また、その遅れが、二号機の格納容器の破損や三号機の水素爆発につながつたものと考えるが、どうか。

平成二十三年六月七日

四 福島第一原子力発電所二号機及び三号機への対処について

1 東京電力清水正孝代表取締役社長は、五月

二日の参議院予算委員会で、「隔離時冷却系

が起動しており、それが停止するまではその機能を維持し、その機能が停止してから淡水を入れ始め、海水に切り替えた。」という趣旨の答弁をしているが、隔離時冷却系(三号機

参議院議員崎嶋陽輔君提出東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する再質問に対する答弁をしており、内閣総理大臣菅直人、参議院議長西岡武夫殿



官報(号外)

内への海水注入を実施した場合の再臨界を防ぐ方法等について検討を指示し、その検討結果を踏まえて、同日午後七時五十五分に海水注入の指示を行つたことについて述べたものである。

三の2の(6)について

御指摘の海江田経済産業大臣の答弁は、同大臣がその時点できわめて把握していた情報に基づいたものである。東京電力によれば、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器については、平成二十三年三月十二日午後七時四分から継続して海水注入を実施しているとのことである。

三の2の(7)について

御指摘の「指示」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、海江田経済産業大臣は、平成二十三年三月十二日午後五時五十五分に、東京電力に対して原子炉等規制法に基づく原子炉容器への海水注入等の実施命令を口頭で行つた。

三の2の(8)及び(9)について

東京電力によれば、東京電力が官邸に派遣した者が、福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器への海水注入について菅内閣総理大臣が当該海水注入に十三年三月十二日午後五時五十五分に、東京電力に対し原子炉等規制法に基づく原子炉容器への海水注入等の実施命令を口頭で行つた。

三の2の(10)について

御指摘の海江田経済産業大臣の答弁は、同大臣がその時点できわめて把握していた情報に基づいたものであるが、平成二十三年五月二十六日に、東京電力から、関係者からの聞き取りの結果実際には福島第一原子力発電所長の判断により福島第一原子力発電所第一号機の原子炉圧力容器へ

の海水注入を継続していたことが判明した旨の報告があつたところである。

東京電力が事実を正確に報告していないかったことは遺憾であり、保安院から東京電力に対し

て正確な報告を行うこと、また、新たな事実関係が判明した場合には速やかに報告するよう指導を行つたところである。

三の2の(11)について

三の2の(5)についてでお答えしたとおり、菅内閣総理大臣は、平成二十三年三月十二日午後七時四分に海水注入が開始されたことについて、その時点では報告を受けていなかった。な

お、同内閣総理大臣が当該海水注入について承知したのは、同年五月二十日に当該海水注入に関する報道がなされた後である。

三の2の(12)について

福島第一原子力発電所第一号機における水素爆発と思われる爆発の原因については、現時点では特定できていない。

四の1について

福島第一原子力発電所第二号機及び第三号機の各原子炉格納容器の圧力を抑制する措置については、それぞれ、その冷却機能の復旧が見込

まれない状況でかつ内部の圧力が継続して上昇することが想定されたために行われたものであり、当該措置の実施は適当であったと考えている。御指摘の隔離冷却系等が作動している段階での海水又は淡水の注入の実施の是非については、現時点において判断することは困難である。

四の2について

平成二十三年五月二十三日の東京電力からの報告によれば、福島第一原子力発電所第二号機

については、同年三月十四日午後零時頃まで隔離冷却系が作動を継続し、原子炉圧力容器内の水位が維持されていたと考えられるとのことである。

五について

原子力災害の拡大の防止等に必要な措置の実施については、原子力事業者に一義的な責任があると認識している。このため、お尋ねの「当該災害に係る原子炉に関する措置」の実施についても、一義的には東京電力が責任を負うものであると認識している。

一方、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護する使命を有することに鑑み、緊急事態応急対策等の実施のため必要な措置を講ずる等、その組織及び機能の全てを挙げて万全の措置を講ずる責務を有するものと認識している。このため、お尋ねの「当該災害に係る原子炉に関する措置」を実施する東京電力に対し、指示、指導その他の適切な措置を講ずることによって、当該責務を遂行しなければならないものと認識している。

四の2について

福島第一原子力発電所第二号機及び第三号機の各原子炉格納容器の圧力を抑制する措置については、それぞれ、その冷却機能の復旧が見込

まれない状況でかつ内部の圧力が継続して上昇することが想定されたために行われたものであり、当該措置の実施は適当であったと考えていい。御指摘の隔離冷却系等が作動している段

階での海水又は淡水の注入の実施の是非については、現時点において判断することは困難である。

平成二十三年五月三十日

参議院議長 西岡 武夫殿 浜田 昌良

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年五月三十日

参議院議長 西岡 武夫殿 浜田 昌良

歪んだ政治主導による「電気事業者による再生可能エネルギーによる

再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する

質問主意書

菅政権は、「電気事業者による再生可能エネル

ギー電気の調達に関する特別措置法案」(以下「本

法案」という。)の閣議決定を東日本大震災の当

日、三月十一日に行つた。本法案に対しては、三

月九日に開催した公明党経済産業部会において、

電力多消費業種である普通電炉業界、特殊鋼業

界、鋳造業界及びソーダ業界から、本法律がそれ

ぞれの産業の経営・雇用に及ぼす影響が甚大であ

ることから法律の枠内での負担軽減策を設けるこ

とにに対する強い要望及び意見が寄せられていて

もかかわらず、本法案はその声を無視した内容と

なっている。

また、菅総理大臣は五月二十六日、フランスで

の主要国首脳会議(G8サミット)において、再生

可能エネルギーによる発電割合を「二〇二〇年代

のできるだけ早い時期に、少なくとも二十パーセ

ントを超える水準」にすることを表明したと伝え

られている。もとより再生可能エネルギーによる

発電比率の引上げ自体は重要であるが、このよう

な目標の変更、さらには、この度の東日本大震災

及び原子力発電所事故により予想される電気料金

自体の引上げが、本法案により導入を目指す再生

可能エネルギーの固定価格買取制度にどのような

影響を及ぼすのかが全く明らかにされておらず、

國民からは自らの電気料金負担に直結すること

あるが故に、当該制度導入の前提条件の明示を求

める声がある。加えて、枝野官房長官が東京電力

このような本法案の審議の前提条件に大きく影

響を与えることを次々に公表・言及しながらも、その詳細を全く明らかにしないまま、本法案の審議に入ろうとする民主党・菅政権の現状は国民には「歪んだ政治主導」と受け止められている。

そこで、以下質問する。

一 ドイツの再生可能エネルギーによる電気の固定価格買取制度においては、電気使用原単位が高く、電気使用量がきわめて大きな事業者に対しては、電力料金の賦課金に対し、八十八パーセントから九十八パーセントの負担軽減措置が行われている。ドイツでの軽減措置の基準である、①総付加価値中の電力コスト十五パーセント以上及び②年間電力消費量十ギガワット時以上を我が国企業に当てはめた場合の該当企業数及びその業種構成(少なくとも、電炉業、鋳造業、苛性ソーダ業、その他製造業、鉄道業、その他産業等に区分されたい)はどのようなになると推計されるか。算定の根拠とともに示されたい。このような軽減措置は従来から要望されていてもかかわらず、もし推計できないというのであれば、なぜ今まで推計してこなかつたのかについてその理由を明らかにされたい。

二 一で推計した企業に対し、ドイツと同様に、賦課金の八十八パーセントから九十八パーセントの負担軽減措置を実施した場合、制度導入十年後のピーク時においてどの程度の軽減額になると推計されるか。総額及び一の業種区分ごとに明瞭化されたい。また、これらの軽減額は賦課金総額に対し、どの程度の構成比になると推計されるか、一の業種区分ごとに明らかにされたい。なお、推計に当たっては、経済産業省が昨年七月二十三日に発表した中間とりまとめベースのオプション四の系統安定対策を含まない。

三 二の軽減額を他の電力需要家に上乗せした場合、制度導入十年後のピーク時の賦課金額〇・五〇円／キロワット時がどの程度上昇し、一般家庭の負担がどの程度増加すると推計されるか。計算根拠とともに明らかにされたい。

四 二の軽減額を毎年度、エネルギー特別会計から、本法案に規定する「費用負担調整機関」に対して予算措置を講じ、当該「費用負担調整機関」から電気事業者がその軽減した賦課金に相当する金額を受領することにした場合、法制上どのような問題点があるのか。

五 デンマークにおいても再生可能エネルギーによる電気の固定価格買取制度において電気使用量のきわめて大きな事業者に対する負担軽減措置を導入していると聞くが、その制度の概要(対象業種、対象企業数、全体に占める軽減額の比率など)について政府の把握しているところを明らかにされたい。

六 三月九日の公明党経済産業部会において、細野資源エネルギー庁長官から、「一部の業種、企業に軽減策を実施すると收拾がつかなくなるので実施できない」との説明があつたが、何故、ドイツやデンマークでは軽減策が実施できて、我が国では「收拾がつかなくなる」のか。どのような者からどのような意見が出てきて收拾がつかなくなるのか、具体的に明らかにされたい。

七 産業界の強い要望がありながらも四のとおり

いベース及び含むベースでそれぞれ計算されたことは、歪んだ政治主導であり、結果として、我が国の産業競争力を大きく損ない、「雇用が第一」を標榜する菅政権の方針と大きく矛盾すると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

八 そもそも、制度導入後二十年にわたる電気料金の賦課制度を根本とする再生可能エネルギーの固定価格買取制度の検討に当たつての前提条件が、東日本大震災及び原子力発電所事故により、大きく変容していると国民は感じている。今回の震災及び事故により、今後中期的な電気料金の見通し等の前提条件はどのように変わったのか。本法案を審議する前提として当然試算されているべきものであり、国民にわかる形で明らかにされたい。

九 菅総理大臣が五月二十六日にフランスで発表した再生可能エネルギーによる発電割合の将来目標について、太陽光、風力、地熱、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギー源別に明らかにされたい。また、当該目標の変更により、経済産業省が今まで国民に説明してきた「制度導入十年後のピーク時の賦課金額〇・五〇円／キロワット時」、「住宅用太陽電池からの電気は全量買取ではなく余剰買取とする」と多額な系統安定対策は行わない範囲とする」といった前提条件はどうに変わるのか。本法案を審議する前提として当然試算・検討されなければならないものであり、国民にわかる形で明らかにされたい。

平成二十三年六月七日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出歪んだ政治主導によ

る「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出歪んだ政治主導による「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「推計」を行うためには、個別企業の電力購入量及び総付加価値中の電力コストを正確に把握した上で推計を行う必要があるが、国

はこれらを網羅的に把握することはしておらず、したがって、現時点でお示しすることはできない。

ただし、例えば電炉業については、関係業界団体から聴取した当該業界団体に属する企業の電力購入量のデータを基に、当該業界団体に属する四十七社の全てが御指摘の「ドイツでの軽減措置の基準に該当していると仮定した上で、その賦課金の負担を九十八パーセント減ずることとして試算を行えば、二千二十年度における負担軽減額は約八十三億円となり、賦課金総額の約一・七パーセントを占める。また、仮にこの負担軽減分を他の者から回収した場合には、同年度の賦課金額はキロワット時当たり〇・五〇円から約〇・〇一円程度上昇することとなり、一般家庭においては、月当たり百五十円とされる負担額が一円から三円程度上昇すると推計される。

## 四について

御指摘の「予算措置」の内容が必ずしも明らかでないが、仮に「軽減した賦課金に相当する金額」について「本法案に規定する費用負担調整機関」にエネルギー対策特別会計から支出を行うことだとすれば、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第八十五条に規定する目的に仮に合致すると解釈できるとしても、特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二十四号)第五十条又は第五十一条に規定する措置等の中で合致するものはない。また、「軽減した賦課金に相当する金額」について毎年度確実に予算を充当することは必ずしも担保できるものではないと考えられる。

五について  
デンマークにおいては、固定価格買取制度に伴う賦課金は、エネルギーに関する研究開発に要する費用等と併せてパブリック・サービス・オブリゲーションという名称の料金(以下「パブリック・サービス・オブリゲーション料金」という)として電気料金と同時に回収される仕組みとなつており、また年間の電力需要量が一億キロワット時を超える需要家に対し、当該超過部分に適用されるパブリック・サービス・オブリゲーション料金が、約五十パーセント軽減されることとなつていて。

六について  
仮に一部の業種・企業に軽減策を実施した場合には、当該軽減策の対象にならなかつた者から、その負担を軽減するよう要望が出ることが推測される。

このため、政府としては、我が国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に当たつては、制度の運営によって発生する国民負担は、電力需要家の態様にかかわらず電力使用量に応じて一律に負担されることが適当であると考えている。

七について  
経済産業省としては、「産業界の強い要望がありながらも四のとおりの負担軽減方式を検討しなかつた理由」として、御指摘の「民主党の方針として、再生可能エネルギーの振興に予算を投入しないことを原則としている」ことを挙げた事実はない。

## 八について

東日本大震災の影響により原子力発電所が停

止することによって、発電電力量に占める原子力による発電量の比率が低下すれば、発電コストが上昇し、電気料金を引き上げる要因となる。一方、事業者による経営効率化と経費削減等の取組が進展すれば、これは電気料金を引き下げる要因となる。電気料金の水準は様々な要因により変動するため、中長期的な料金の水準を見通すことは困難であると考えている。

## 九について

御指摘の「将来目標」が、本年五月二十六日及び二十七日に開かれた主要国首脳会議における菅内閣総理大臣の「発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を、二千二十年代の出来るだけ早い時期に、少なくとも二十パーセントを超える水準となるよう、大胆な技術革新に取り組みます」との発言の中でのものを指すとすれば、これは再生可能エネルギーの導入拡大に向けた決意を述べたものであり、再生可能エネルギー源別の方針を出したものではなく、また、「本法案に係る御指摘の「前提条件」を変えるものではない。

## 十について

エネルギー政策については、東日本大震災を踏まえ、今後、抜本的な検討を行っていくこととしており、御指摘の「送電・電力分離」を含む電気事業制度の在り方については、そうしたエネルギー政策全体の議論の中で検討していくこととなる。

官 報 (号 外)

第明治三十五年五月三十日可認物便郵種三十一

平成二十三年六月八日 参議院会議録第二十号

|                |
|----------------|
| 発行所            |
| 二番四〇五一八四門二十五丁目 |
| 独立行政法人国立印刷局    |
| 電話             |
| 03(3587)4294   |
| 定価             |
| 本体 1110円       |